

総務文教常任委員会

R 8. 4. 2 8 (火)

1 3 時 3 0 分～

全員協議会室

1 開 議

2 案 件

(1) 行政報告

政策企画部

- ふるさと住民登録制度について
- 毘沙門荘の整備について
- 収入印紙の販売について

教育部

- 「亀岡市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について
- かめおか まるごと「まなび」の保障構想について
- 多様な学びの場推進事業について
- かめおか児童クラブ 今後の運営について(民間事業者への業務委託)
- (仮称)キッズステーションかめおかリニューアル工事について

3 その他

(1) 令和 8 年度他都市先進地行政視察について

(2) 次回の日程について

総務文教常任委員会 資料

令和8年4月28日

政策企画部

目 次

1. ふるさと住民登録制度について 【資料 1】
2. 毘沙門荘の整備について 【資料 2】
3. 収入印紙の販売について 【資料 3】

【ふるさと住民登録制度について】

1 事業概要

亀岡市外に住みながら亀岡市と継続的に関わる人を“ふるさと住民”として登録することで、関係人口の規模や地域との関係性などを可視化するとともに、その関係の深化を促し、地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげることを目指す事業です。

2 これまでの主な取り組み

- ・ 3月9日 お披露目式及び彩羽真矢さんアンバサダー就任
- ・ 3月14日 かめきたサンガ広場で PR ブース出展
- ・ 3月22日 サンガスタジアムで PR ブース出展
- ・ 4月15日 案内チラシを全戸配布
- ・ 4月18日 亀岡市公式 LINE 配信
- ・ 4月19日 2026 かめおか緑花フェアでのチラシ配布
- ・ その他 SNS 広告／ふるさと納税返礼品に案内チラシを同梱
市内各所でのポスター掲出／渋谷愛ビジョンでの告知動画放映

3 現在の登録状況

登録者数：1,014 人（令和 8 年 4 月 20 日時点）

性別：男性 546 人 女性 442 人 その他 26 人

居住地上位：①京都府 525 人 ②大阪府 220 人 ③兵庫県 60 人

④滋賀県 46 人 ⑤東京都 36 人

4 今後の取り組み

■ デジタルスタンプラリー

4月25日から6月14日の間に、ふるさと住民を対象とした「ふるさと亀岡を巡るデジタルスタンプラリー」を実施することで、登録者が亀岡市に訪れるきっかけを創出するとともに、新規登録を促進します。

■ 店頭ポップ制作

市内の飲食店等に設置していただく、ふるさと住民募集のポップを制作し、市外からの来訪者や市民に本制度を告知します。

■ インセンティブ開発

ウェルカムクーポンに代わる新たな登録特典を検討します。

(例：市内飲食店等における割引やサービス、登録者限定の抽選会 等)

■ 担い手活動の募集

より深く亀岡市と関り、地域の担い手になっていただくことを目的に、登録者が地域活動等に参加できる仕組みを地域団体とも協力して構築します。また、そうした活動に一定回数以上参加する会員（プレミアム会員）への特典（市民割の適用等）についてもあわせて検討します。

【毘沙門荘の整備について】

毘沙門荘の整備に係る設計業務について、以下の内容で実施します。

1 契約方法

- ・公募型プロポーザル方式

2 必須項目

- ・宿泊用客室
 - ・文化交流体験用貸しスペース
 - ・観光案内スペース
 - ・事務及び宿泊・文化交流体験事業等備品収納スペース
- ※倉庫は引き続き所有者が利用されるため、改修の対象外。

3 提案内容

- (1) 文化交流体験施設を運営する上での建物の機能について
 - (2) 立地・周辺環境との調和について
 - (3) 施設改修後の収支計画（料金体系）及び施設を最大限活用できる活用方針について
- ※改修後の施設の運営事業者については別途選定。

4 事業費（予算額）

- ・22,940 千円（実施設計）【財源】国庫 1/2、市債 90%（交付税措置 30%）

5 スケジュール（予定）

- ・令和8年4月下旬～5月上旬 プロポーザル公告
(現地見学会を含め、2～3ヶ月程度)
- ・令和8年8月 選定委員会、事業開始
- ・令和9年3月 実施設計完了、翌年度入札準備

【収入印紙の販売について】

1 事業概要

亀岡法務局証明サービスセンターの証明書を取得する際に必要な収入印紙については、これまで地下1階の売店で販売をしてきました。

令和8年3月31日をもって売店が閉店することを受け、亀岡法務局証明サービスセンターを利用する市民の利便性の向上と手続きの効率化という観点を踏まえ、本市で収入印紙を販売します。

2 収入印紙の販売方法

- ・販売場所：市役所1階 会計課
- ・販売券種：100円、200円、500円、600円
- ・販売開始日：5月中旬から（予定）
- ・販売時間：午前9時～午後4時30分

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。）

【参考】 亀岡法務局証明サービスセンターで取扱う証明書

- ・登記事項証明書、印鑑証明書、地図及び各種図面の証明書

総務文教常任委員会 資料

令和8年4月28日（火）

教 育 部

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣 旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

【参考】令和7年度 教職員の長時間勤務 人数調べ

(人)

	時間外勤務時間数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月平均
小学校分	100時間以上の教職員数	11 (10)	9 (12)	16 (15)	3 (5)	1 (3)	3 (1)	7 (11)	5 (5)	2 (6)	6.3 (7.6)
	人数/全教職員	2.9%	2.4%	4.3%	0.8%	0.3%	0.8%	1.9%	1.3%	0.5%	1.7%
	80時間以上100時間未満の教職員数	39 (37)	29 (45)	19 (33)	7 (6)	0 (1)	17 (14)	32 (31)	11 (21)	9 (7)	18.1 (21.7)
	人数/全教職員	10.4%	7.8%	5.1%	1.9%	0.0%	4.5%	8.6%	2.9%	2.4%	4.8%
	60時間以上80時間未満の教職員数	68 (84)	66 (84)	65 (67)	26 (38)	1 (3)	44 (46)	65 (69)	47 (80)	54 (37)	48.4 (56.4)
	人数/全教職員	18.2%	17.6%	17.4%	7.0%	0.3%	11.8%	17.4%	12.6%	14.4%	12.9%
	45時間以上60時間未満の教職員数	78 (85)	76 (77)	80 (71)	42 (65)	3 (2)	64 (73)	82 (86)	55 (71)	63 (89)	60.3 (48.0)
	人数/全教職員	20.9%	20.3%	21.4%	11.2%	0.8%	17.1%	21.9%	14.7%	16.8%	16.1%
全教職員 374名 (5月1日現在)	45時間以上(トータル)の職員数	196 (216)	180 (218)	180 (186)	78 (114)	5 (9)	128 (134)	186 (197)	118 (177)	128 (139)	133.2 (154.4)
	人数/全教職員	52.4%	48.1%	48.1%	20.9%	1.3%	34.2%	49.7%	31.6%	34.2%	35.6%
中学校分	100時間以上の教職員数	43 (45)	26 (39)	38 (27)	19 (16)	0 (0)	28 (20)	26 (14)	9 (23)	8 (4)	21.9 (20.9)
	人数/全教職員	19.2%	11.6%	17.0%	8.5%	0.0%	12.5%	11.6%	4.0%	3.6%	9.8%
	80時間以上の教職員数	46 (46)	48 (49)	46 (37)	33 (21)	3 (1)	50 (38)	42 (52)	24 (33)	21 (20)	34.8 (33.0)
	人数/全教職員	20.5%	21.4%	20.5%	14.7%	1.3%	22.3%	18.8%	10.7%	9.4%	15.5%
	60時間以上の教職員数	52 (48)	63 (49)	55 (56)	48 (46)	3 (6)	49 (50)	49 (42)	60 (51)	54 (33)	48.1 (42.3)
	人数/全教職員	23.2%	28.1%	24.6%	21.4%	1.3%	21.9%	21.9%	26.8%	24.1%	21.5%
	45時間以上の教職員数	36 (33)	32 (31)	35 (41)	43 (46)	15 (14)	30 (42)	36 (33)	50 (36)	46 (54)	35.9 (36.7)
	人数/全教職員	16.1%	36.0%	15.6%	19.2%	6.7%	13.4%	16.1%	22.3%	20.5%	16.0%
全教職員 224名 (5月1日現在)	45時間以上(トータル)の職員数	177 (172)	169 (168)	174 (161)	143 (129)	21 (21)	157 (150)	153 (141)	143 (143)	129 (111)	140.7 (140.7)
	人数/全教職員	79.0%	75.4%	77.7%	63.8%	9.4%	70.1%	68.3%	63.8%	57.6%	62.8%

※()内はR6年度数値

※全教職員数は小学校に義務教育学校前期課程、中学校に義務教育学校後期課程を含む。

598人中
年間360時間以上720時間未満 273人(45.6%)
年間720時間以上 51人(8.5%)

亀岡市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月 亀岡市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

依然として教育職員の時間外在校等時間が長時間に及ぶ状況にある中、健康な状態で、専門性を最大限に発揮し、いきいきと児童生徒への教育にまい進できる環境を整備するとともに、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立しながら、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けたよりよい教育を行うためには、学校の働き方改革による教育職員の勤務状況改善が不可欠となっている。

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が令和7年6月に改正され、新たに設けられた第8条第1項に規定される計画として策定するものであり、教育委員会のみならず、教育に関わる関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・共同しながら、施策の実行、検証及び改善を重ねていくことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図るとともに、「第2次亀岡市教育振興基本計画」の基本施策に位置づけられる効率的・効果的な教育行政の運営と働き方改革の実現に向けた取組を一層強力に推進する指針となるものである。

(2) 本市の現状

○亀岡市では、令和2年4月に「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限時間を規定するとともに、同規則に基づき、「亀岡市立小・中・義務教育学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、亀岡市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月52時間	36.0%	6.1%
中学校	月55時間	57.6%	20.8%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合がそれぞれ小学校：36.0%、中学校：57.6%と高くなっている。児童生徒への指導や保護者対応、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっており、ICTのさらなる活用や、業務委託等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質を向上させるための時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指すための目標は以下のとおり。

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【13.6日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【16.1%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【83.7】

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 亀岡市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登校時間について見直しを検討。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民と協力した通学路の見守り活動体

制の構築に努める。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者の主体性に委ねることとする。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金については、徴収手続き等の精査を進める。特に給食費については、国の無償化政策の動向を注視しつつ、公会計化について検討する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」④関係）

- ・現状、対応困難で過剰な要求等に対する事案については、学校と教育委員会が連携し、必要に応じてスクールロイヤー制度を活用し、毅然とした対応を取ることをとする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑤関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、亀岡市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室内で、引き続き事務職員の育成及び資質の向上、事務処理の標準化・効率化を図り、さらなる学校事務体制の強化に取り組む。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑥関係）

- ・プールの授業については民間委託事業者への委託または実技の必要性について調査検討を行う。

◇部活動（「3分類」⑦関係）

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑧⑨関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の効果的な活用方法を検討する。

- ・校務支援システムの機能を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見の活用方法を検討し、教育職員との連携・協働による支援体制の構築に努める。
- ・教育委員会において、福祉・警察等の関係機関と学校との連携を促進し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

◇学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を行う中で、特に本市が課題と考える事項として「GIGA環境・汎用クラウドツールの一層の活用」、「今後の校務支援システムの在り方検討」、「現状を踏まえたセキュリティポリシーの改訂」について研究を進める。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

◇教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、産業医による面接指導を案内する。
- ・ストレスチェックの受検率90%超を目指すとともに、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。【R6：80.6%】
- ・心身の健康問題についての相談窓口を教職員に対して周知する等、相談しやすい環境の整備に努める。
- ・令和9年度中に、学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進する。

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 引き続き長期休業等期間中の一斉閉校期間に合わせて、連続する5日間の休暇取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、亀岡市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、亀岡市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる専門的人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、亀岡市で導入している退勤管理システムで把握し、その他の目標については、亀岡市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育職員の時間外在校等時間が長期に及んでいる要因を把握するため、調査・研究に努める。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、亀岡市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、教育職員がいきいきと働くことのできる職場を作っていくことで、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりを推進する。

学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑤ 調査・統計等への回答
- ⑥ 学校プールや体育館等の施設・
設備の管理
- ⑦ 部活動

教師の業務だが負担軽減を 促進すべき業務

- ⑧ 授業準備
- ⑨ 学習評価や成績処理
- ⑩ 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応



かめおか まるごと「まなび」の保障構想

かめおか誰一人取り残されない「まなび」の保障を目指して



令和 8 年 3 月
亀岡市教育委員会

教育長からのメッセージ

不登校とは、心理的・情緒的・身体的な要因とともに、周囲の環境や社会的背景が複雑に絡み合う結果として生じる、広義の社会的現象であると認識しています。したがって私たちは、児童生徒が「登校する」という結果のみを目標とするのではなく、以下のような教育的営みを重視しています。

- 一 私たちは、児童生徒が自らの内面に目を向け、自分自身を深く理解する過程を支援します。
- 二 私たちは、児童生徒に自己理解を踏まえた主体的な生き方の形成を促し、社会的な自立につながる道筋を見い出すことを目指します。
- 三 私たちは、学校と地域、家庭が連携し、学習に取り組む機会を多様化させることで、児童生徒の社会的参画の意欲と関心を高めます。

亀岡市教育委員会としましては、家から出ることが困難であったり、社会とのつながりが希薄化していたり、または学習に向かう機会が不十分な状況にあたりする児童生徒に対して、社会的な自立につながる「まなび」を選択できる機会・場を確保することを最優先課題として位置付け、こうした認識のもと、本構想を掲げ、具体的な施策を展開してまいります。

目次

第1章 策定の主旨.....2

- 1 策定の経緯
- 2 策定の目的
- 3 計画期間

第2章 現状と課題.....3~13

- 1 国や京都府の動向
- 2 亀岡市の不登校児童生徒の現状
- 3 亀岡市の二一ズ調査の分析結果

第3章 理念・基本方針・施策.....14~18

- 1 理念・基本方針・施策の方向性
- 2 各施策について

かめおか まるごと「まなび」ネットワーク

～ まちじゅうが、あなたのまなびを応援するチーム！ ～



『かめおか まるごと「まなび」ネットワーク』とは ▶▶▶

「子どもたち一人ひとりの成長を、亀岡のまち全体で支えよう」そんな思いから目指す、地域の大きなネットワークです。学校や教育委員会だけでなく、福祉、医療、地域団体、そして地元の企業など、立場の違う大人たちが手を取り合っています。

子どもたちの「学びたい」という気持ちや、日々の悩みは一人ひとり違います。「学校に行きづらい時期がある」「もっと広い世界を知りたい」「将来の夢を見つけない」そんな子どもたちの気持ちや悩みに、関係機関がバラバラに動くのではなく、しっかりと情報を共有し、手をつなぎ合わせることで、途切れることのないサポートを届けていきます。

私たちは、子どもたちがどこにいても、どんな状況にあっても、自分らしく「まなび」を続けられる環境をつくりたいと考えています。亀岡のまち全体が大きな学び舎（まなびや）となり、みんなで成長を見守り、応援し続けていく。それがこのネットワークの役割です。

第1章 策定の主旨

1 策定の経緯

亀岡市教育委員会では、令和4年3月に策定した第2次亀岡市教育振興基本計画の目指す人間像「ふるさとを愛し、心豊かに未来を共にきりひらく」を教育の基本理念として、教育活動を推進しています。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に注力を要する社会全体で取り組むべき課題である小・中学校の不登校児童生徒数については年々増加し、令和6年度には全国で35万人に達しています。その背景には、新型コロナウイルス感染症の影響等もあると指摘されていますが、根底には、子どもたちの社会的な自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われています。今後、学校は社会の変化に対応しつつ、子どもの多様性に適応していくことが求められます。

各自治体における不登校児童生徒に対する支援の役割は、より一層大きくなっており、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年公布）に基づき、様々な施策を展開しているところです。令和5年3月には、文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、「COCOLOプラン」が示されました。

これらを受けて、本市においても、現状を把握し、現行の不登校支援に関する取組の成果と課題を明らかにし、これまでの取組を踏まえ、時代とニーズに即した対応をしていかなければなりません。

2 策定の目的

児童生徒が学校に登校しない、あるいはしたくてもできない状況になるのは多様な要因・背景が考えられますが、その要因・背景の追究だけでは、不登校対策にはつながりません。

すべての子どもたちの「まなび」を保障することにより、子ども達が学びたいと思った時に学べる環境を整え、学校と保護者・地域、関係機関が連携しながら、社会全体で子どもたちの人格の形成や社会的な自立を支えるために、徹底的に寄り添うことを目的とし当構想を策定します。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

なお、当構想については、必要に応じて適宜見直しを図ります。

第2章 現状と課題

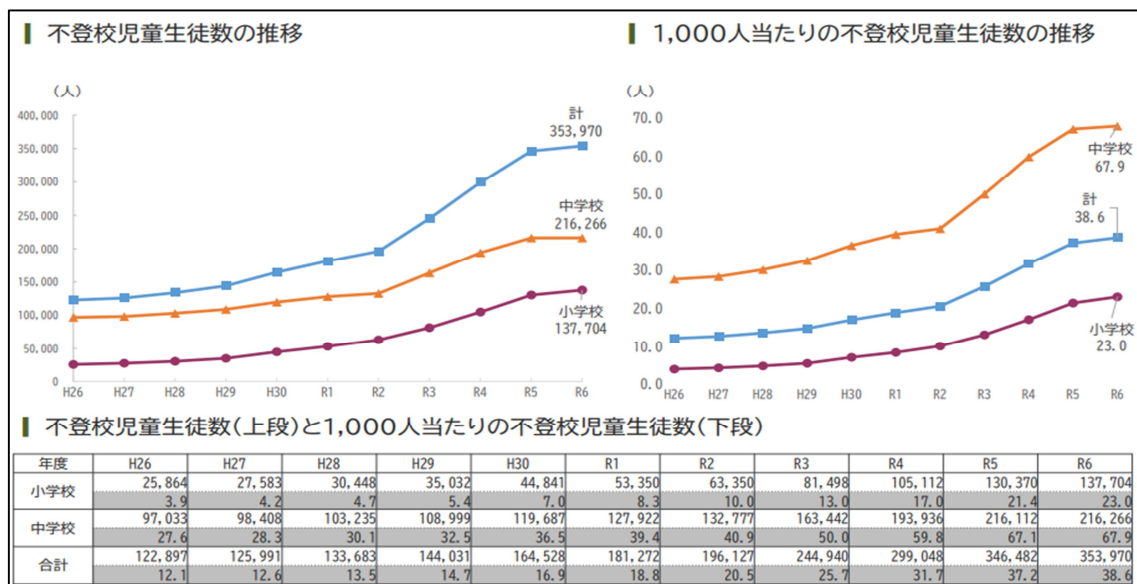
※不登校児童生徒とは・・・

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

Ⅰ 国や京都府の動向

(Ⅰ) 国の動向

わが国では、登校拒否・不登校への調査が1966年から始まり、60年以上が経過しました。不登校の小・中学生の人数は、1970年代半ばから増加し始め、80～90年代で激増しました。2000年代に入ってから、12～13万人の高止まりとなっていました。平成28(2016)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定されて以降、不登校の人数は増加の一途をたどっています。また、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和元年度以降からさらに急激な増加をたどり、令和6年度は、全国の小・中学校の不登校児童生徒数が35万3,970人となり、昨年度より増加率は低下したものの過去最高を更新しました。



(令和7年10月 文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」より)

【国の不登校に対する考え方】

①「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の公布

平成28年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校というだけで問題行動であると受け取らないよう配慮することなど児童生徒の状況に応じた支援を行うことが示されました。基本理念として、次の5点が示されています。

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境を確保する
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援を行う
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境を整備する
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自主的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準の維持向上を図る
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携をとる

②「不登校児童生徒への支援の在り方について」(通知)

令和元年10月、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」が出され、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が以下のとおり示されました。

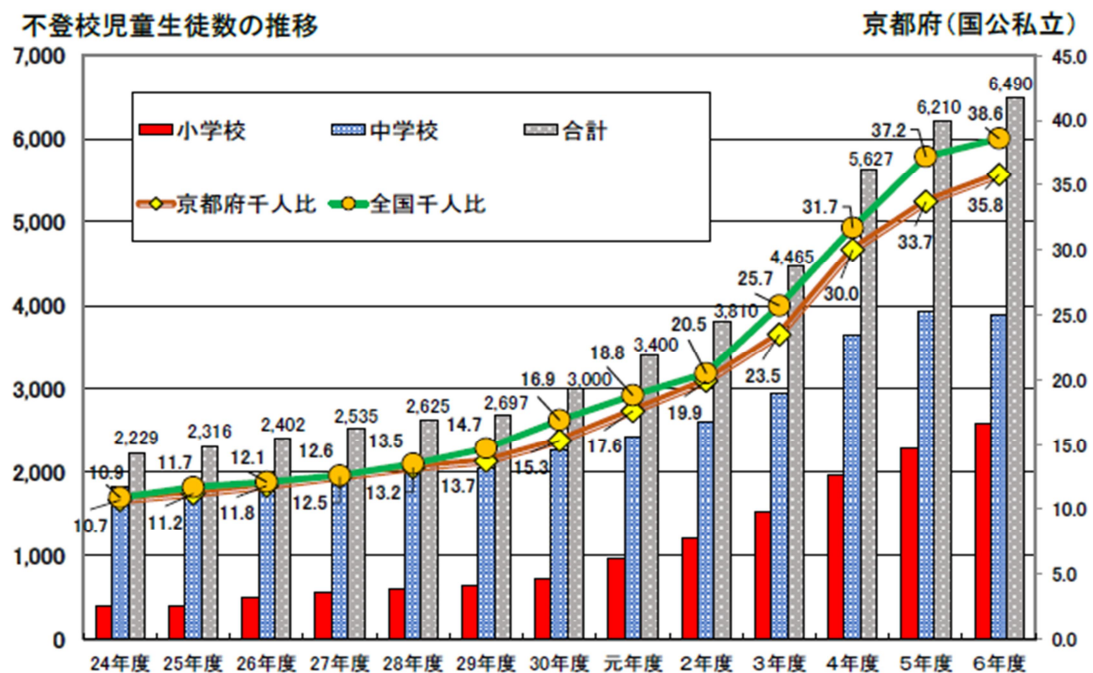
不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

③「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)

令和5年3月31日、文部科学大臣のもと、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)が取りまとめられ、以下の三つの方針が示されました。

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- 2 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

(2) 京都府の動向及び施策



(令和7年10月 京都府教育委員会「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査についてより」)

令和6年度の不登校児童生徒の出現率は、小学校2.22%、中学校6.07%となっており、国の出現率の小学校2.30%、中学校6.79%よりも低い値となっています。過去8年間を国と比較をしても国と同様に出現率は上昇しているが、国の出現率よりは毎年低い値となっています。

京都府教育委員会の不登校児童生徒に対するこれまでの取組として、次のような施策を実施しています。

① スクールカウンセラーの配置

小・中・義務教育学校における教育相談体制の充実及び強化を図るため、臨床心理士又は公認心理士の資格を有する者のうち、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について経験のある者を全学校に配置し、業務内容は下記の通りです。

ア 児童生徒等へのカウンセリング

イ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助

ウ 教員のカウンセリング能力等向上のための研修の実施に対する助言・援助

エ 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラムの実施に対する助言・援助

② まなび・生活アドバイザーの配置

児童生徒の状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施するために、社会福祉士又は精神保健福祉士などの有資格者（小学校は教員免許状取得者）を学校に配置し、業務内容は下記の通りです。

- ア 課題を抱える児童への生活習慣の確立及び学習習慣の定着並びに生徒指導上の課題解決に向けた指導
- イ 教職員及び保護者への指導・助言
- ウ 教育委員会及び関係機関（民生児童委員、児童相談所等の福祉機関）等との連携

③ 心の居場所サポーターの配置

不登校傾向の児童生徒の悩み、不安、ストレス等を解消し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために非常勤職員を配置しています。以前は亀岡市に４校配置されていましたが、コロナ禍により令和２年度から全校配置し、業務内容は下記の通りです。

- ア 相談室等における児童生徒への学習支援
- イ 不登校傾向の児童生徒の悩み相談・話し相手
- ウ 体験活動の計画と実施
- エ 学校の教育相談活動の支援

④ 不登校児童生徒支援拠点整備事業

教育支援センターを不登校児童生徒支援の中核的な拠点として位置づけ、通所者に対する支援を行うとともに、通所を希望しない者への訪問型支援・不登校児童生徒の状況把握・教育相談の支援が行える体制整備を図るため、下記の専門スタッフを教育支援センターに配置しています。

- ア スクールカウンセラー（臨床心理士等の有資格者）
- イ まなび・生活アドバイザー（社会福祉士等の有資格者）
- ウ 心の居場所サポーター

⑤ 不登校支援システム構築事業（令和５～７年度）

小中の切れ目のない支援につなげていくシステムを構築するために、府内で事業実践校区（南丹局は詳徳中ブロック）を指定し、校内に居場所を設ける等の取組を推進する事業で、実施内容は下記の通りです。

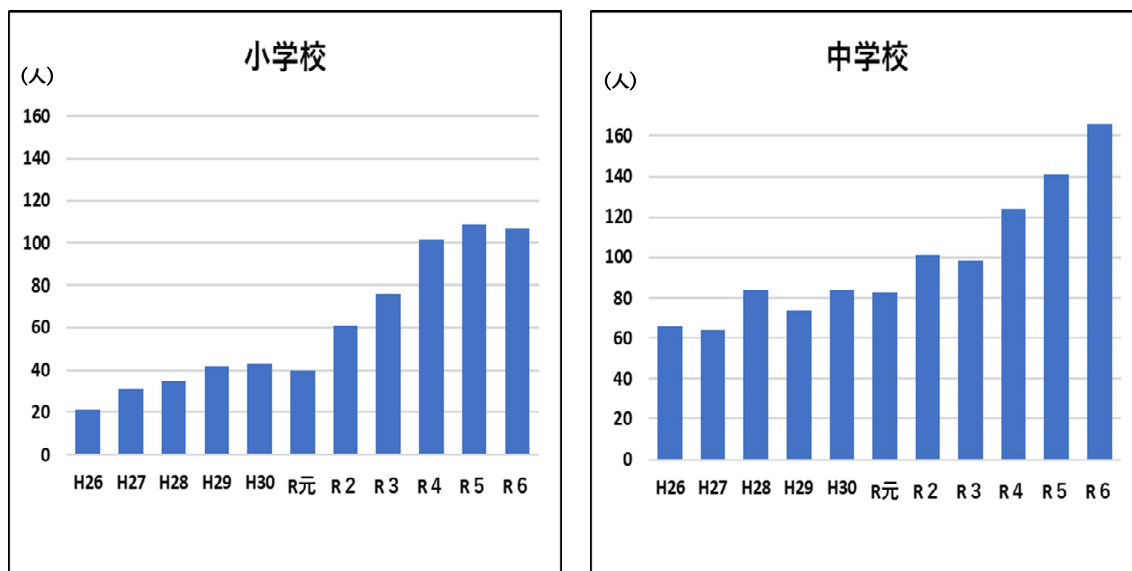
- ア アセスメントシートを作成して不登校の多様な要因を早期から把握し、適切な支援につなげる取組の推進
- イ 教室に入りづらい児童生徒の居場所として校内教育支援センターを設置
- ウ 小中連携による不登校支援

2 亀岡市の不登校児童生徒の現状

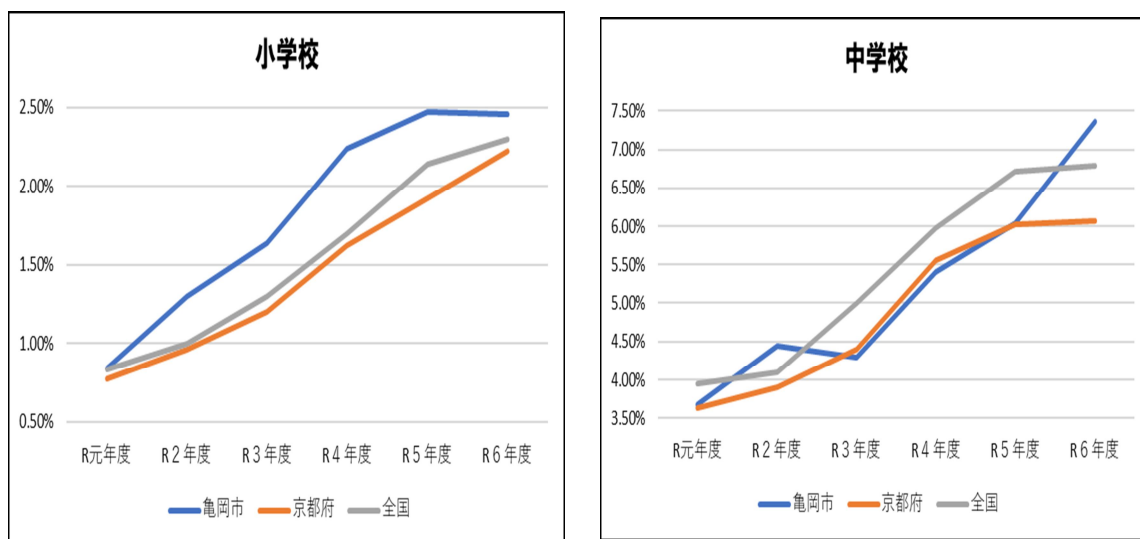
(1) 亀岡市の不登校児童生徒の状況

亀岡市では、全国の状況と同じく不登校児童生徒数が年々増加傾向にあります。特に新型コロナウイルス感染症が拡大した令和元年度以降は小学校、中学校共に急激な増加の状態になっています。出現率においては、小学校では令和元年度以降、国や京都府の出現率よりも高くなっており、その差は年々開いています。また、中学校は令和5年度までは、国の出現率よりは低いものの京都府と同じ数値の出現率で、令和6年度は国、京都府よりも大幅に高い出現率となりました。(図1・図2参照)

<図1> 過去10年間の亀岡市の不登校児童生徒数



<図2> 過去6年間の不登校児童生徒の出現率(全国・京都府・亀岡市比較)



また、文部科学省調査の「不登校児童生徒について把握した事実」の項目を比較してみますと、小中学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」(30.4%)が最も高く、続いては「不安・抑うつ」の相談(29.3%)、「生活リズムの不調に関する相談」(22.0%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出」(10.6%)の順で多くなっており、全国と類似している結果となりました。(表1参照)

＜表1＞不登校児童生徒について把握した事実 全国と亀岡市の比較

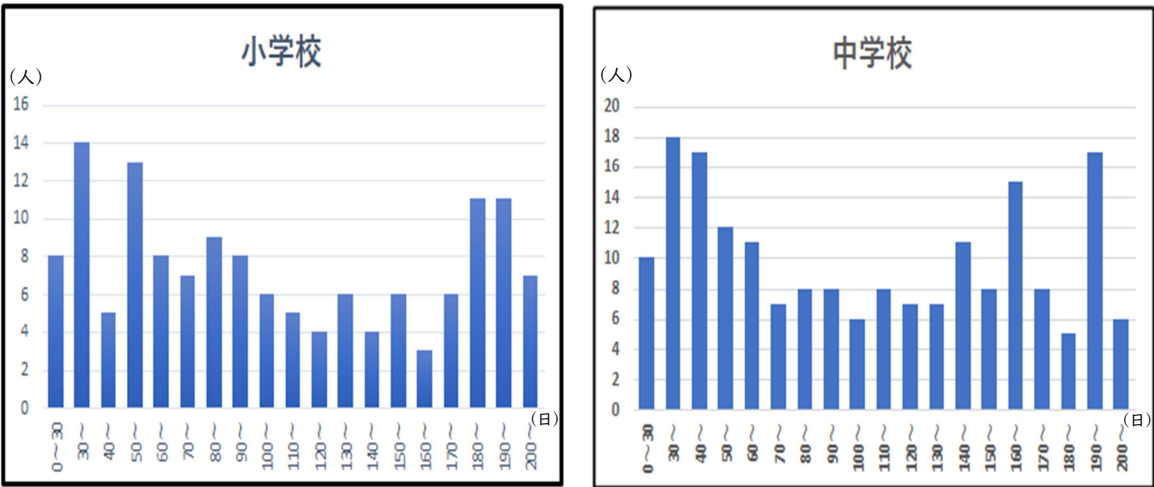
全国			亀岡市		
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	30.1%	1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談	30.4%
2	生活リズムの不調に関する相談	25.0%	2	不安・抑うつ」の相談	29.3%
3	不安・抑うつ」の相談	24.3%	3	生活リズムの不調に関する相談	22.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出	15.6%	4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出	10.6%

文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・
不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結
果の概要」より

令和6年度亀岡市独自調査より

亀岡市としては、不登校の要因と出席状況との関係性などを調べてきましたが、亀岡市の基本理念に即し、すべての子どもたちの社会的自立に向けた学びの保障を確保するため、支援場所と欠席状況から分析することになりました。＜図3＞では、小学校・中学校のそれぞれの出席状況を細かく分類しました。その結果、小学校・中学校共に【60日以下の欠席者】と【140日以上の欠席者】の割合が高いことが分かりました。

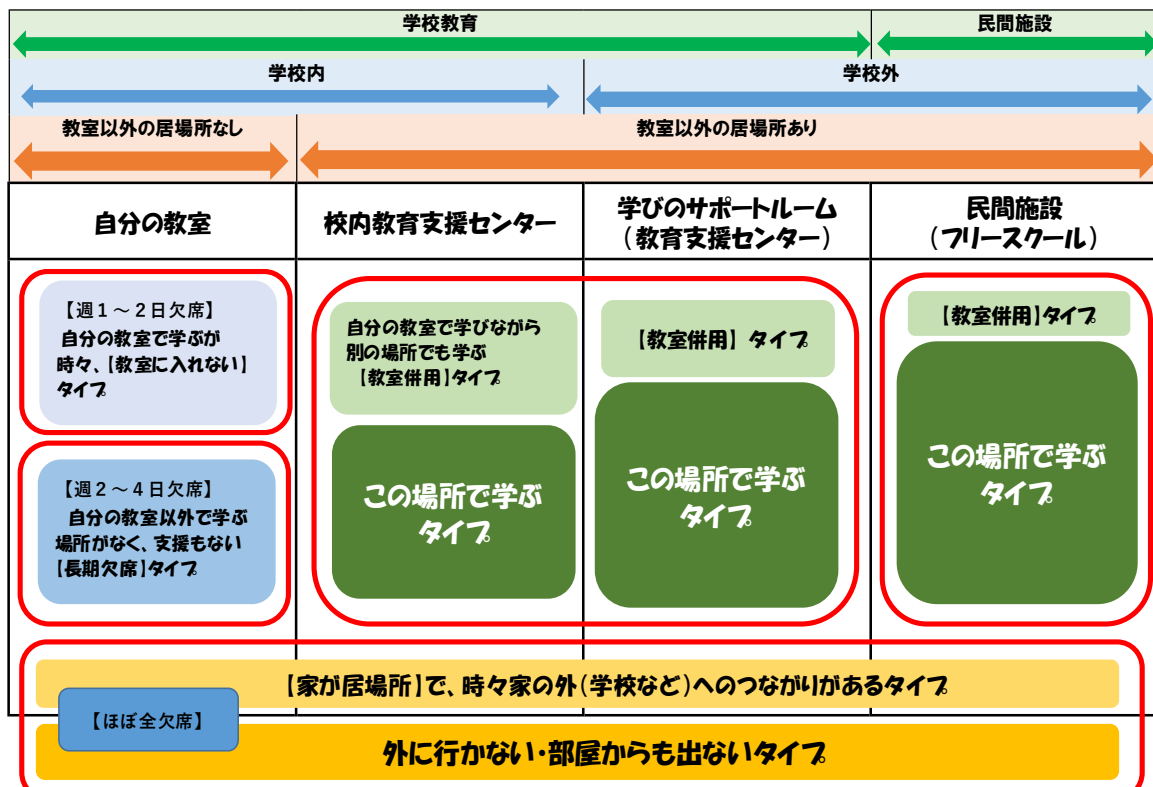
＜図3＞令和6年度欠席日数別の長期欠席者数の状況



(2) 教室以外で学んでいる長期欠席者の欠席日数別状況

長期欠席者（不登校児童生徒を含む）の状況を、【支援を受けている居場所】に注目してタイプを分けてみました。例えば、校内教育支援センターで支援を受けている児童生徒の中には、【自分の教室に居場所がありながら、時々校内教育支援センターを利用する者】、【校内教育支援センターが居場所ですこを中心にして支援を求めている者】、【家庭が居場所ですこから時々外に出るための居場所になっている者】など細かく状況に応じて分類し、それぞれに必要な支援を検討することにしました。（図4参照）

<図4>

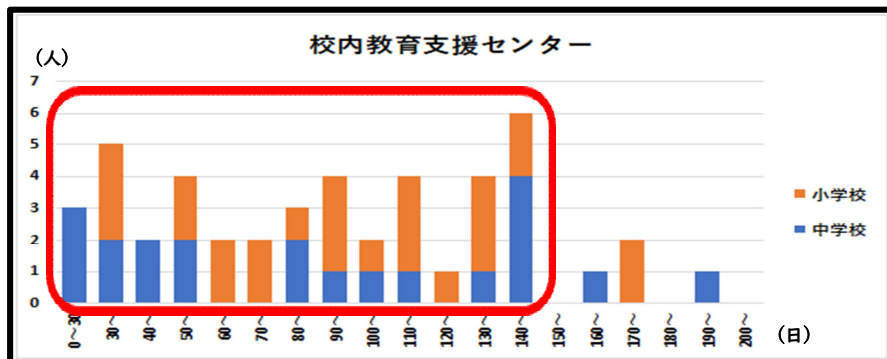


*この表は、児童生徒を場所によってタイプ分けをし、支援をしていくものではありません。この表はあくまでも「学びの保障の支援」を考えるうえで分類しているものであり、実際には複数の場所を併用している児童生徒もいます。また、時期や状況によって変化していくものであり、一概にこの分類だけで支援を判断していくものではありません。

また、それぞれのタイプの人数の割合を調べたところ、令和6年度では、学校の教室以外の校内教育支援センターで支援を受けている児童生徒の割合は長期欠席者の約20%、学びのサポートルーム（教育支援センター）で支援を受けている児童生徒の割合は約10%、民間施設で支援を受けている児童生徒の割合は約10%でした。

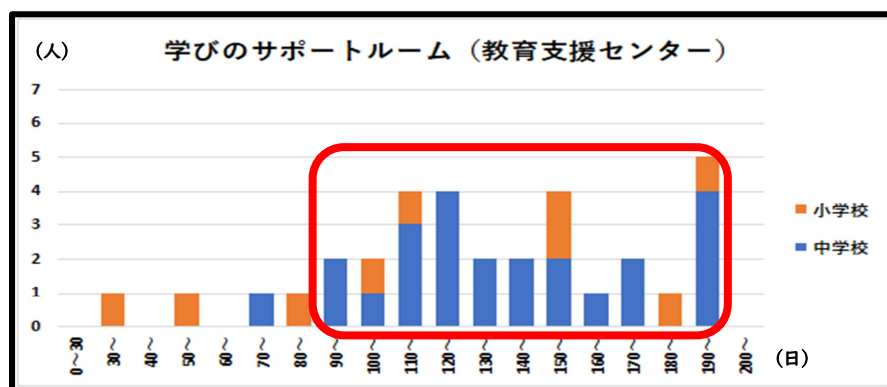
さらに、それぞれの学びの場所を欠席日数別に調べると次のようになりました。

【校内教育支援センターで支援を受けている児童生徒】



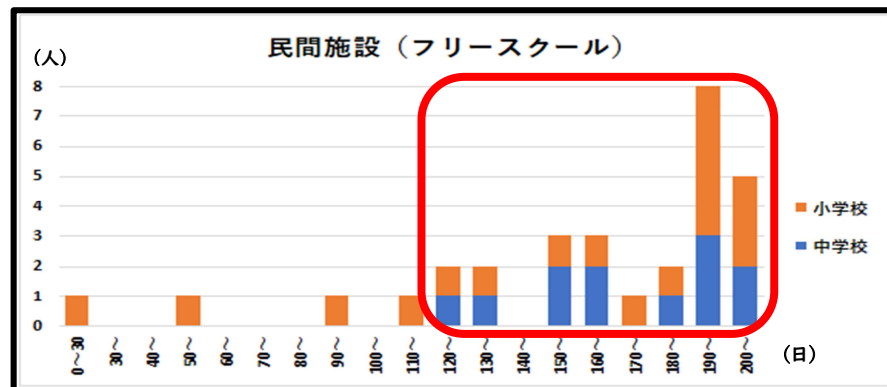
◆150日未満の欠席者が多い ◆小学生が多い ◆150日以上が極端にいない

【学びのサポートルーム（教育支援センター）で支援を受けている児童生徒】



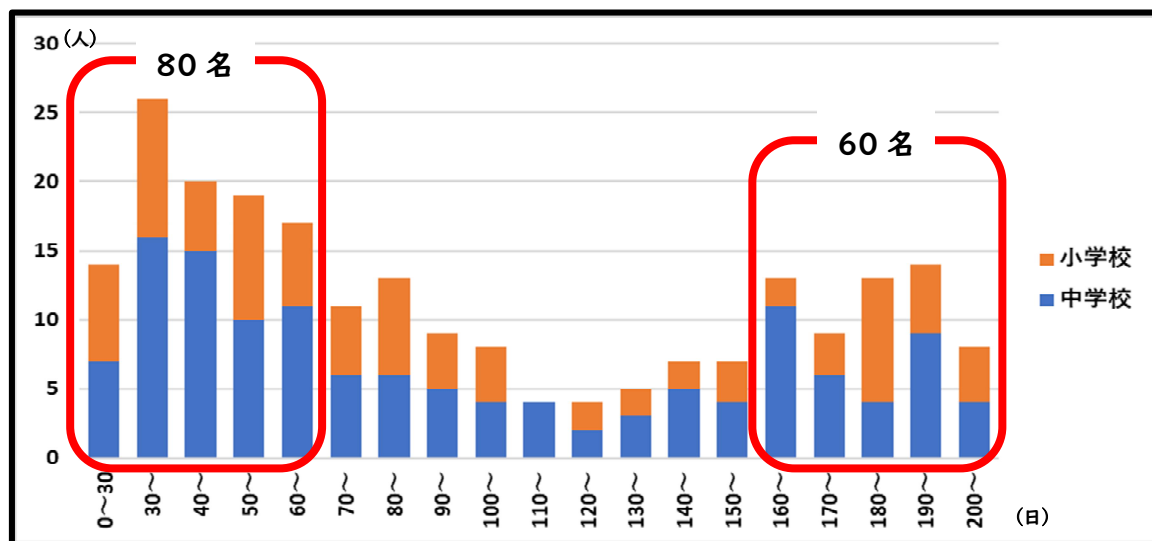
◆90日以上欠席者が多い ◆中学生が多い ◆90日未満が極端にいない

【民間施設（フリースクール）で支援を受けている児童生徒】



◆120日以上欠席者が多い ◆小学生が多い ◆120日未満が極端にいない

【自分の教室以外で支援を受けられていない児童生徒】

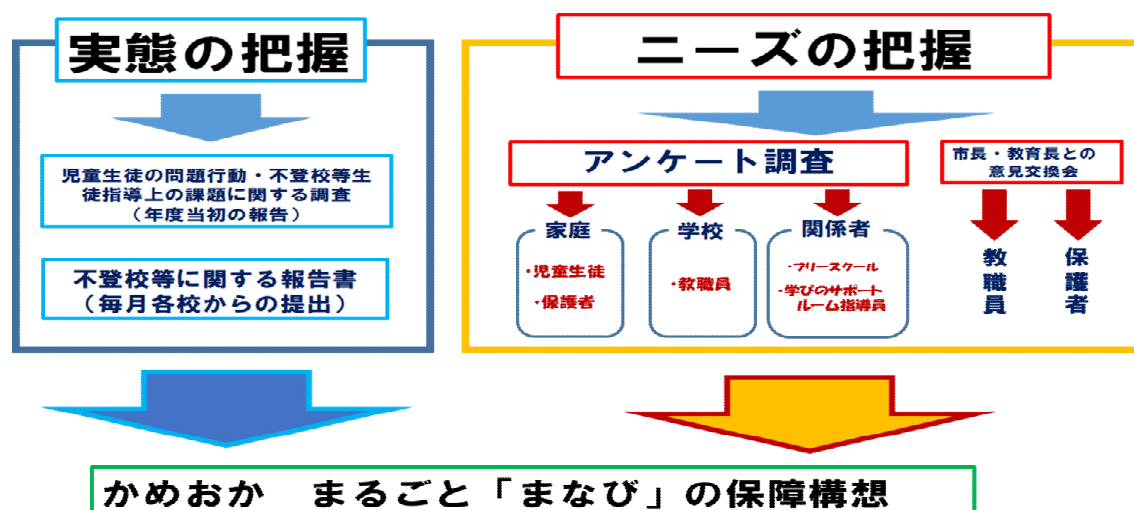


◆0~60日の欠席者(約80名)と160~200日(約60名)の欠席者が多い

教室以外の場所で支援を受けている児童生徒の欠席日数にそれぞれの特徴があり、「なぜ、そのような状況になり、その児童生徒にはどのような支援が必要であるのか」、そして、「教室以外で支援を受けていない児童生徒にどのような学びを保障していくのか」の2点に焦点化した検討に至りました。

(2)「まなび」の支援方法を考えるにあたって

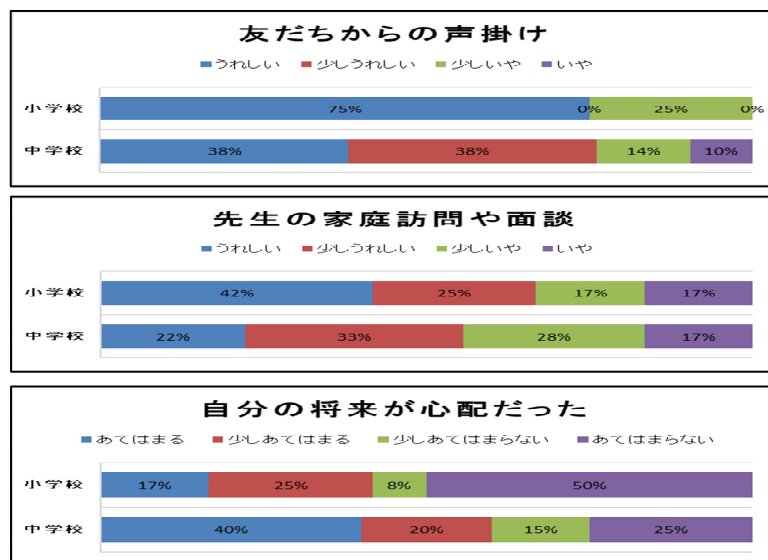
この状況を踏まえ、本市に即した『かめおか まるごと「まなび」の保障構想』を検討するにあたり、実態把握や現状の分析だけではなく、不登校児童生徒及びその保護者、教職員、関係者からのニーズを把握するため、アンケート調査や市長・教育長との意見交換会を実施しました。



3 亀岡市のニーズ調査の分析結果

令和7年6月に実施した、児童生徒のアンケート結果によりますと、【学校を休んだ時に感じたこと、思ったこと】では「ほっとした、安心した」(47%)や「自由な時間が増えてうれしかった」(41%)など自分の気持ちのストレスを軽減できた気持ちがある一方で、「勉強の遅れが心配だった」(38%)など休むことでの不安も感じている結果をなりました。また、「学校にいきたかった」を回答する児童生徒の割合も高く(児童42%、生徒40%)、学校に行きたくても行けない状態であったことがわかりました。

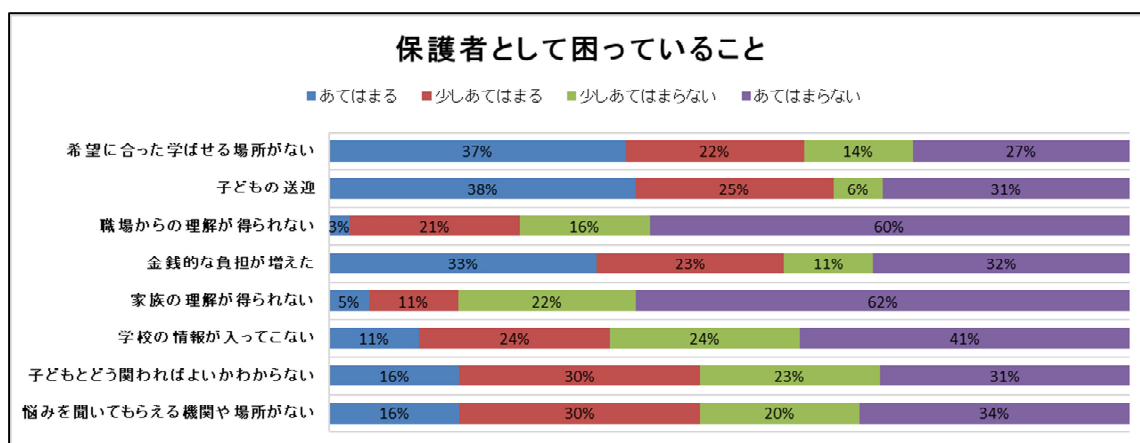
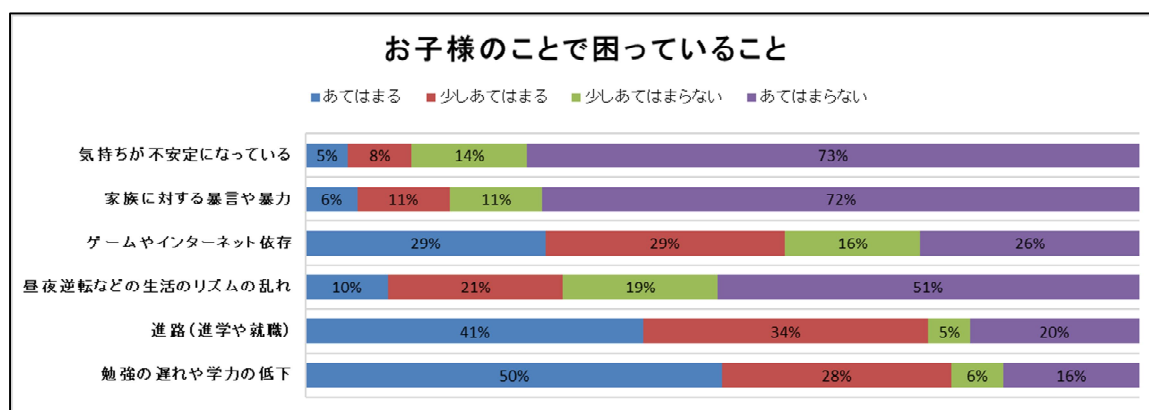
また、小学校と中学校の回答の違いについて分析してみると、小学校では「友達の声掛け」や「先生の声掛け・家庭訪問」をうれしいと感じている児童が多くいること、中学校は今後の将来に心配を感じ、「一人で勉強するところ」や「人に会わずに勉強する場所」を多くの者が望んでいることがわかる結果となりました。(※上記のパーセントは「あてはまる」と回答した児童生徒の割合)



どんなところで学びたいですか？(校種別ランキング)

順位	小学校	割合	順位	中学校	割合
1	興味があることに熱中できる場所	19%	1	一人になれたり、自分のペースで学べる場所	16%
2	友達といっぱい遊べたり、話せたりできる場所	17%	2	自由に自分の生活ペースで学べる場所	15%
3	自由に自分の生活ペースで学べる場所	15%	2	興味があることに熱中できる場所	15%
4	気軽に話せる大人がいる場所	13%	2	勉強が分からなくなったら、教えてくれる人がいる場所	15%
4	勉強が分からなくなったら、教えてくれる人がいる場所	13%	5	好きな勉強ができる場所	11%
6	好きな勉強ができる場所	11%	5	人と会わずに勉強ができる場所	10%
6	一人になれたり、自分のペースで学べる場所	11%	7	友達といっぱい遊べたり、話せたりできる場所	9%
8	その他	2%	8	気軽に話せる大人がいる場所	7%
-	人と会わずに勉強ができる場所	0%	9	その他	1%

また、保護者のアンケート結果によりますと、【お子様のことで困っていること】では「勉強の遅れや学力の低下」(50%)や「進路(進学や就職)」(41%)の割合が高く、休んだ時の勉強について心配される割合が高い結果となりました。また、【保護者として困っていること】に関しては「子どもの送迎」(38%)、「学ばせる場所がない」(37%)、「金銭的負担」(33%)の順に高い結果となりました。(※上記のパーセントは「あてはまる」と回答した保護者の割合)



さらに、教職員のアンケート結果によりますと、不登校児童生徒への支援について、「児童生徒やその保護者との関係づくり」、「学習保障や進路」、「学校内外の支援体制」、「教職員の身体的・心理的な負担」などに課題を感じており、「教員・支援員の増員」、「多様な場の確保」、「ICTを活用した学習支援」、「組織的・複合的な体制づくり」などを望んでいる声が多く集まりました。

また、フリースクールのアンケート結果によりますと、教育委員会・学校・フリースクールが集まって情報交換できる場の提供、保護者に対して情報公開ができる場の提供、学校に対してはフリースクールからの学習評価の提供への反応を期待する意見がありました。

これらの実態の把握、さらにはニーズの把握をした上で、次項以降に示す理念を掲げ、基本方針・施策を検討してまいりました。

第3章 理念・基本方針・施策

Ⅰ 理念・基本方針・施策の方向性

第2次亀岡市教育振興基本計画の目指す人間像へ向けた育みを進めることを基本とした上で、本構想を策定するに当たり、児童生徒及び保護者、教職員などの関係者から、課題やニーズを把握しました。そこで、その明らかになった課題や多様なニーズ等を踏まえ、「まなび」にアクセスできない、できにくい子どもたちに寄り添うための理念と基本方針・施策の方向性を定め、実効性ある取組につなげてまいります。

【理念】

亀岡市すべての子どもたちの**社会的な自立**を
目指すために**多様な「まなび」**を保障します

【基本方針】

多様なニーズを基に、
多様な「まなび」を提供できる環境を整えます

【施策の3つの方向性】

学校の中にあなたの居場所を整えます

地域の中にあなたの居場所を整えます

あなたに寄り添う体制を整えます

当構想における子どもたちに育んでほしい「まなび」とは・・・

認知能力を高める行動のみならず、一人ひとりが心豊かな未来を見据え、探求心を抱いて取り組み、社会的な自立を目指す行動すべてを含めたものと考え、あえてひらがなの「まなび」で表しています。

2 各施策について

学校の中にあなたの居場所を整えます

魅力ある学校づくりに努め、お互いを認め合い、安心できる学級づくりとニーズに合わせた居場所づくりを進めます。



【施策①】 安心できる学校・学級づくり

★多様性を認め合い、全児童生徒が安心して生活できる学校・学級をつくります。

児童生徒が居心地の良い温かさを感じる学校・学級にするため、一人ひとりの人権を尊重しながら、インクルーシブ教育の推進を目指します。子どもたちがルールなどを対話的に見直す取組を通じて、すべての子どもたちが主体的に関われる学校をめざします。また、校長のリーダーシップのもと、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、心の居場所サポーターなどの専門家による支援を得ながら、チームとして教育活動を進めていきます。

【施策②】 変化の早期発見・早期対応

★全児童生徒の変化に気づき、早期発見・早期対応に努めるシステムを構築します。

「人」・「台端末」を活用するなどして、児童生徒の小さな声や変化を可視化することで、心の不安や生活リズムの乱れに教師が確実に気付けるようなシステムを構築します。各校が共通で活用できるアセスメントシートを作成し、校内のケース会議などがスムーズに行える環境を整え、組織的な対応を行います。小学校から中学校への連携がスムーズに行えるよう引継ぎシートを作成し、小中連携、引継ぎのシステム化を検討します。

【施策③】 校内教育支援センターの充実

★校内教育支援センターの充実を図り、学びの継続と早期支援を実現します。

自分の学級に入りにくい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができるよう学校内に校内教育支援センターを設置します。各校がそれぞれの状況を踏まえながら校内教育支援センターの充実を図るため、支援員の配置や校内教育支援センターガイドライン策定など効果的な指導体制を構築します。

地域の中にあなたの居場所を整えます

多様なニーズを持つ児童生徒とつながる機会の確保に努め、学校外の居場所や学びのネットワークの充実を図ります。



【施策④】 教育支援センターの充実

★様々なニーズに合わせた教育支援センターの充実を図ります。

教育支援センターは、何らかの理由で、学校に行きにくくなった子どもたちの心の居場所です。ゲームやスポーツ・社会見学・学習等、様々な活動を行い、心の安定や豊かな人間関係ができるよう支援します。相談・援助・指導を計画的に行い、社会的自立に向けた支援を行うことを目的とします。

【施策⑤】 フリースクールとの連携強化

★フリースクール等民間施設との情報共有を強化し、通所する児童生徒及び保護者の負担の軽減を図ります。

児童生徒が安心して学びを継続できるよう、フリースクールや NPO 等の民間教育機関を地域の学びのパートナーとして連携強化します。出席扱いや評価の共有など、制度面での明確化を図りつつ、教育委員会、学校、民間教育機関の三者が定期的に情報共有を行い、児童生徒の学習進度や生活状況を把握しながら、支援の一貫性を確保します。また、保護者に対してはフリースクールの活動内容や支援体制を知るための「説明会」等を開催し、学校に対してはフリースクールの理念や実践を学ぶ「研修会」や「学びの共有会」を設けるなど、相互理解と協働の機会を広げます。

【施策⑥】 地域と協力・支援

★コミュニティスクールなどを活用し、地域と協力し、子どもたちを見守る体制を構築します。

コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校と保護者・地域との連携を強化し、子どもに寄り添う支援を行います。地域の特性や人材を活かし、地域の大人や仲間とゆるやかにつながることができる居場所の確保や、子どもや家庭が孤立せず相談できるアウトリーチ型支援など、学校・家庭・地域が一体となり学校に行きづらい児童生徒を支える支援体制を構築します。

【施策⑦】 ICT の活用

★ICT を活用し、家庭から外に出にくい児童生徒とのつながりを強化します。

1人1台端末やオンライン会議システムを活用し、自分の教室で学びにくい児童生徒に対しても、学校や教育支援センターとつながり続けられる環境を整えます。ロイロノートやTeams などを用いて、学習内容の配信や提出、相談や面談を行う仕組みを整備し、児童生徒の状況に応じた支援を実現します。また、AIドリルの導入やメタバース空間など、新たな学習支援技術の活用についても、児童生徒の実態や安全性を踏まえながら慎重に検討を進めます。

【施策⑧】 新たな「まなび」の場の提供

★学びの多様化学校や福祉とのつながりの場など子どもたちが必要な新たな居場所を検討します。

学びの居場所を見だしにくい児童生徒に対し、地域の多様な資源を活用した新たな学びの場を検討しながら進めていきます。地域の公共施設や、企業等と連携し、社会とのつながりを持ちながら学ぶ体験的なプログラムを展開します。福祉・医療などの関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの将来像を見据えたキャリア形成や社会的自立につながる支援を目指します。

これらの取組を通じて、教育・福祉・地域・企業が連携する※『かめおか まるごと「まなび」ネットワーク』（PI 参照）を形成し、社会的自立へとつながる多様な学びを保障します。



あなたに寄り添う体制を整えます

行政・学校・地域が連携し、不登校に対しての理解に努め、児童生徒や保護者に寄り添う体制づくりを進めます。



【施策⑨】 保護者支援の充実

★保護者同士で語らう場・相談できる場をつくり、保護者の悩みや不安を共有・理解できる環境を提供します。

児童生徒を支えるため、保護者が安心して相談・情報収集できる環境を整えます。教育支援センターや相談機関、保護者の会等の情報をわかりやすく整理し提供します。保護者が孤立せず、ともに子どもの成長を支えるための具体的な支援につながるよう取り組みます。

【施策⑩】 不登校に対する知識の浸透

★学校内外で研修を行い、教職員や保護者・地域の方々に不登校に対しての知識と理解を深めていただき、亀岡市全体で見守る体制を構築します。

教職員や支援員・ボランティアを対象とした研修会や、保護者・地域住民に向けた啓発活動などを通して、不登校に関する正しい理解を広く浸透させます。よりよい学びには、安心できる場所や信頼できる人が必要であることを共通理解し、教師、保護者、地域が一体となって児童生徒を見守る支援体制を構築します。

【施策⑪】 コンシダーチームの活用

★専門家を加えた※コンシダーチームを結成し、定期的な会議を行い、プランの見直し、さらなる支援の構築に努めます。

児童生徒や保護者、学校や関係機関等を対象とし、定期的に学びの保障に関するニーズ調査を実施します。そして、多様な専門知識やスキルをもつメンバーでコンシダーチームを結成し、ニーズ調査の分析を通して『かめおか まるごと「まなび」の保障構想』の施策等の課題を明らかにするとともに、多角的な視点から解決策を検討していきます。

※コンシダー (consider) とは…「検討する、よく考える」という意味で、特定の事情や背景などを調査・分析した上で、多面的に考え、判断すること

本構想は、亀岡市の子どもたちをまるごと包み込むための礎となるものです。

今後、この理念に基づいた「11の施策」を推進するため、

様々な事業を検討・実施してまいります。

そして、

亀岡市全体で子どもたちの「まなび」を支えるネットワークを築き、

すべての子どもたちの「まなび」につなげてまいります。





多様な学びの場推進事業について

不登校となり、家が居場所で学びにつながりにくい、また、学びにつなげていない児童生徒が、
学びたいと思ったときに学べる環境を整えます。

【学びのサポートルーム 街中開設】

	学びのサポートルーム	
	追分ルーム	宮前ルーム
開設場所	亀岡市追分町馬場通2-10 マルセン第2ビル 5階 501・502・503教室	亀岡市宮前町神前長野15 亀岡市交流会館 3階 亀岡市みらい教育リサーチセンター
対象	小学生(5年生以上)・中学生	小学生・中学生
登室方法	徒歩、公共交通機関など、保護者の責任のもとで交通手段を決めていただきます。	小学生は、保護者による送迎を原則とします。 中学生は、保護者の責任のもとで交通手段を決めていただきます。
定員	午前・午後それぞれ15名程度	15名程度
開設日 及び 時間	月曜日～木曜日(祝日を除く)	月曜日～木曜日(祝日を除く)
	月・火・水【2部制】 ①9:30～11:30 ②13:00～15:00 (午前・午後両方登室可)	月・火・水 9:30～14:45 (午前・午後だけの登室可)
	木 ①9:30～11:30	木 9:30～11:45

(追分ルームの様子)



【メタバース実証事業】

対象学年	小学校4年生から中学校3年生
想定している利用者(対象者)	長期欠席傾向にあり、家が居場所で、学びにつなげていない児童生徒。 これまでの既存の取組では、支援が届きにくかった児童生徒。
利用者定員数	10名
事業期間	令和8年6月～令和9年3月
在籍校との連携方法	毎月出席レポート(メタバース教室内の滞在時間、学習履歴)を教育委員会経由で在籍校へ提出
事業実施方法	共同利用型メタバース教育支援センターを運営する事業者への業者委託

(メタバース教育支援センターでの一日の過ごし方)

時間／曜日	月曜日		水曜日		金曜日	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
10:00-10:10	朝の会		朝の会		朝の会	
10:10-12:00	探Q授業	5 教科学習	5 教科学習	探Q授業	5 教科学習	
12:00-13:00	空間開放 + オンライン昼食		空間開放 + オンライン昼食		空間開放 + オンライン昼食	
13:00-13:10	昼の会		昼の会		昼の会	
13:10-15:00	5 教科学習	探Q授業	探Q授業	5 教科学習	テーマ設定型交流活動	
15:00-16:00	空間開放 + 個別相談		空間開放 + 個別相談		空間開放 + 個別相談	

※探Q授業…1コマ40分の一斉授業を1日2コマ。(興味のある職業を研究してみよう等)

※5教科学習…AI学習教材「すらら」(レクチャー動画 → AIドリル → テスト)
オンライン自習室で「すらら」を活用した相談サポートあり。

かめおか児童クラブ 今後の運営について(民間事業者への業務委託)

2026年4月 社会教育課

少子高齢化や家庭環境の多様化が進行する現代社会において、小学生を対象としたかめおか児童クラブの役割はますます重要性を増しています。

しかし、市が運営する現行の体制やプログラム内容には課題や限界も存在し、子どもたちの健やかな成長や保護者の就労支援、地域社会の活性化に十分に答えられていない現状もあると考えています。

今後、これらの課題を改善し、より質の高い児童クラブの運営を実現することによる子どもファースト事業のさらなる拡充のため、民間事業者への委託と連携を検討することとし、児童一人ひとりの健やかな成長と保護者が安心して就労でき子育ての負担が軽減できる環境の充実を目指していきます。

課題

- ・スタッフの恒常的な人材確保・育成の困難
- ・各児童クラブの運営マニュアルの標準化・質の均一化の遅れ
- ・保護者ニーズの多様化(利用時間延長、要支援児童への対応等)への対応の限界
- ・業務負担増大による職員のモチベーション低下、離職率上昇
- ・ICT活用や新規プログラム開発の遅れ

- ・これらの課題が今後も深刻化することが予想される
- ・直営では安定的な運営が難しい

**児童と保護者の満足度を高めるためには、
運営体制の抜本的な見直しが必要**

民間事業者委託

- ・専門性の高い人材確保と体系的な研修体制の構築
- ・多様なプログラム導入による児童の体験機会の拡充
- ・効率的な運営管理(ICT活用、業務フロー最適化)
- ・多自治体での豊富な運営実績の活用
- ・利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供

**現状課題の解決
保護者満足度の向上
運営コストの適正化**

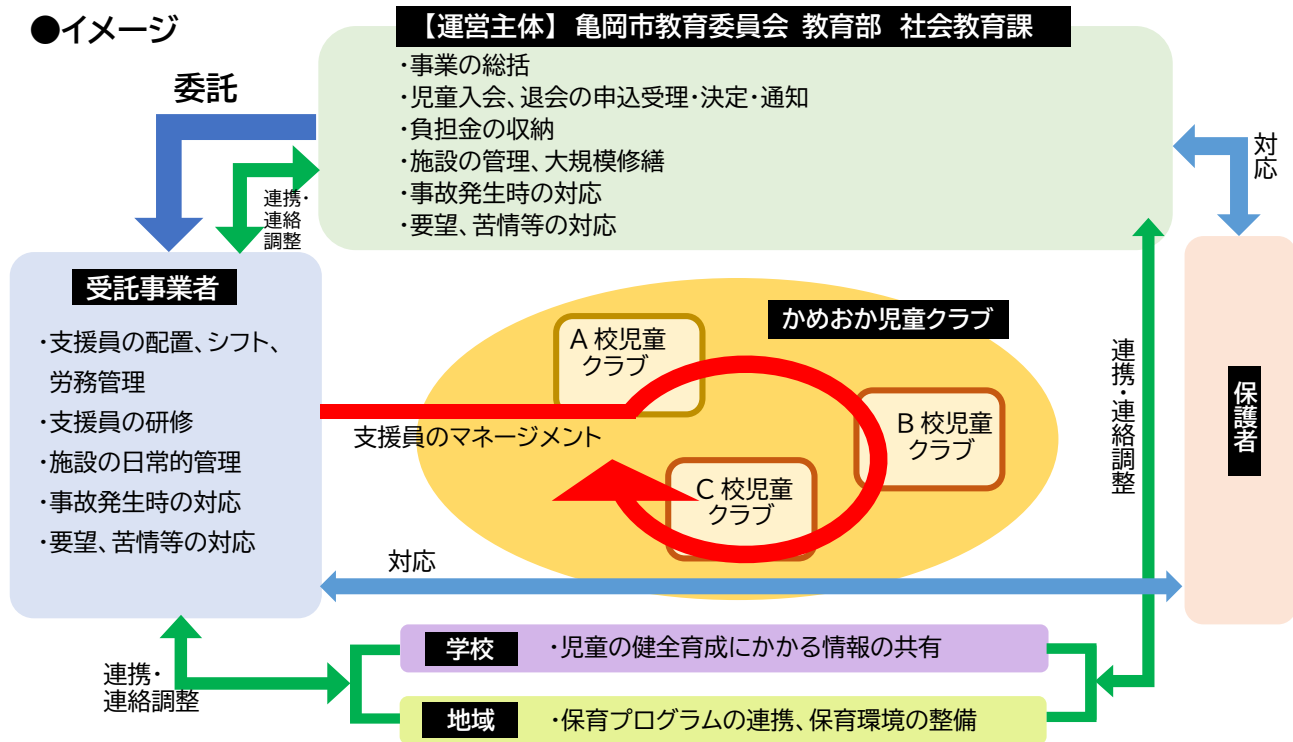
**児童 ▶ 安全で安心な居場所の提供
保護者 ▶ 利用満足度の向上
学校 ▶ 児童の健全育成に係る連携強化**

※全国の放課後児童クラブ設置状況：公設民営 51.0% 民設民営 24.9% 公設公営 24.1%

●実施スケジュール案

2026年(令和8年)4月～	現状分析、経費積算、委託仕様書作成準備
2026年(令和8年)6月	議案上程 債務負担行為設定
2026年(令和8年)7月～	プロポーザル実施、仮契約締結
2026年(令和8年)9月～	支援員、学校への説明、保護者への説明、本契約
2027年(令和9年)1月～	移行準備
2027年(令和9年)4月	事業委託による運営開始

●イメージ



●事業費(試算)

(千円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
歳出	教育費・教育総務費・事務局費 ・職員人件費(5名分)⇒R9(4名分)	41,591	43,255	30,000	31,200	32,448
	社会教育費・報酬	360,922	385,770	3,854	1,943	1,960
	職員手当等	79,673	86,363	1,494	753	760
	報償費	30	30	0	0	0
	旅費	92	92	0	0	0
	需用費	8,870	6,340	1,500	1,200	1,200
	役務費	7,659	7,340	3,630	3,630	3,630
	委託料(民間委託)	0	0	535,773	554,290	575,505
	委託料	19,773	19,549	6,765	6,765	6,765
	使用料及び賃借料	3,948	3,768	3,228	3,228	3,228
	備品購入費	660	620	0	0	0
	計	523,218	553,127	586,244	603,009	625,496

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
歳入	かめおか児童クラブ負担金	71,340	80,690	80,690	80,690	80,690
	子ども・子育て支援交付金(国)	63,575	100,838	116,295	121,483	128,563
	デジタル基盤改革支援補助金	0	1,250	1,250	1,250	1,250
	子ども・子育て支援交付金(府)	63,575	100,838	116,295	121,483	128,563
	スポーツ安全保険負担金	1,671	1,784	1,784	1,784	1,784
	一般財源 (ふるさと向上基金繰入金含む)	323,057	267,727	269,930	276,319	284,646
	計	523,218	553,127	586,244	603,009	625,496

・支援員等の会計年度任用職員の人件費は、人勤等によりここ数年、年4%程度の増加で推移していることから、上記は委託費に人勤分による増加分を見込んで試算。

・委託料には、支援員の研修、マネージメント体制の構築、子どもの支援体制充実、保育コンテンツ充実等の新しいプログラムの導入に関する費用を含む。

ロードマップ	年度	8												9			
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
令和9年度 第2四半期開館 (令和8年7月着工)	契約事務																
		4/6 指名委員会	仮契約	6月議会承認													
	着工																
	書籍等搬出																
	開館準備																

(仮称) キッズステーションかめおか イメージ図



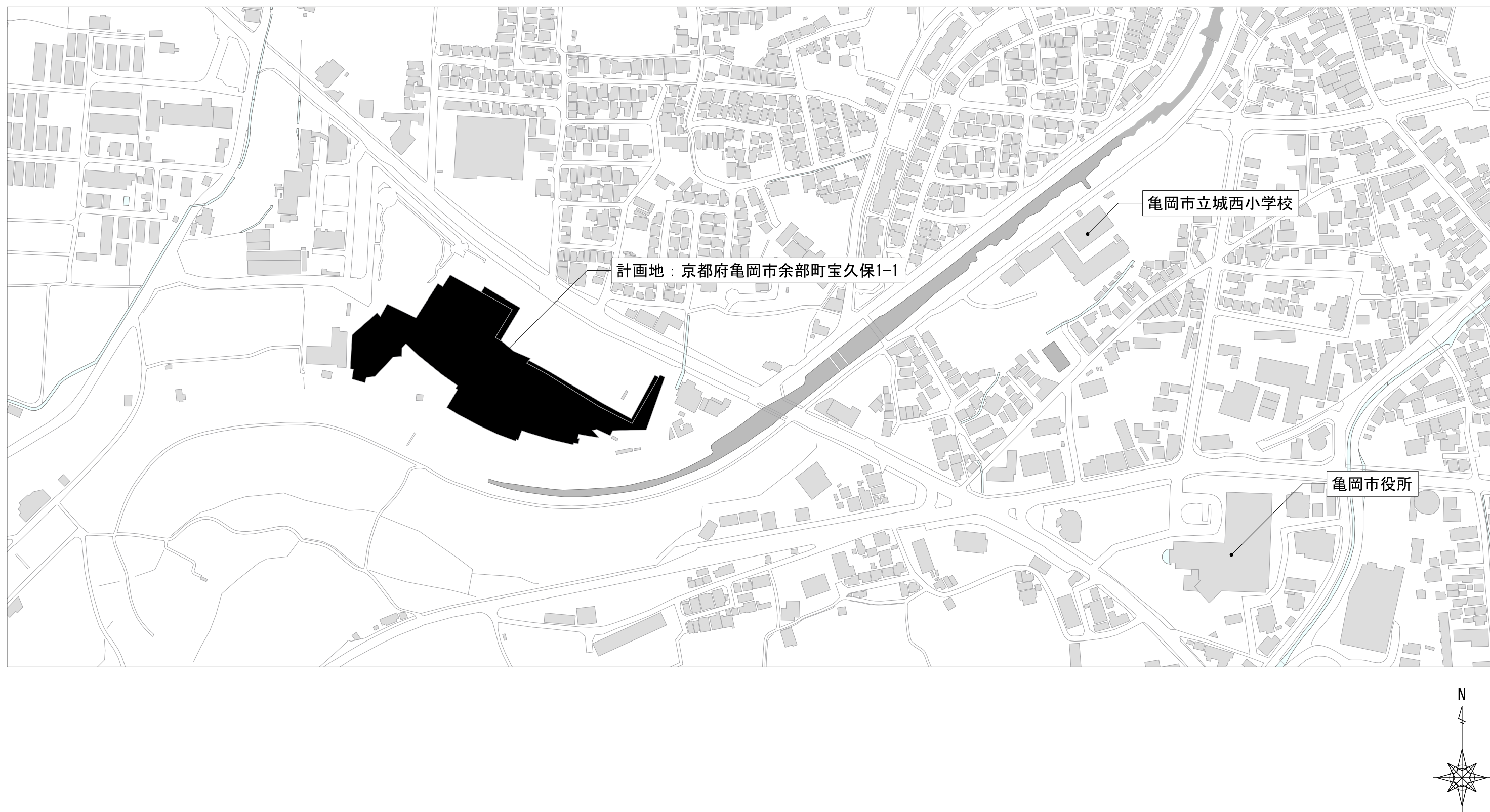
(仮称)キッズステーションかめおかリニューアル工事 (建築)

	工事名	(仮称)キッズステーションかめおかリニューアル工事(建築)				番号	
	図面名	表紙	縮尺			設計日	
		課長		係長			担当
		山下		山下			和田
						設計	調査

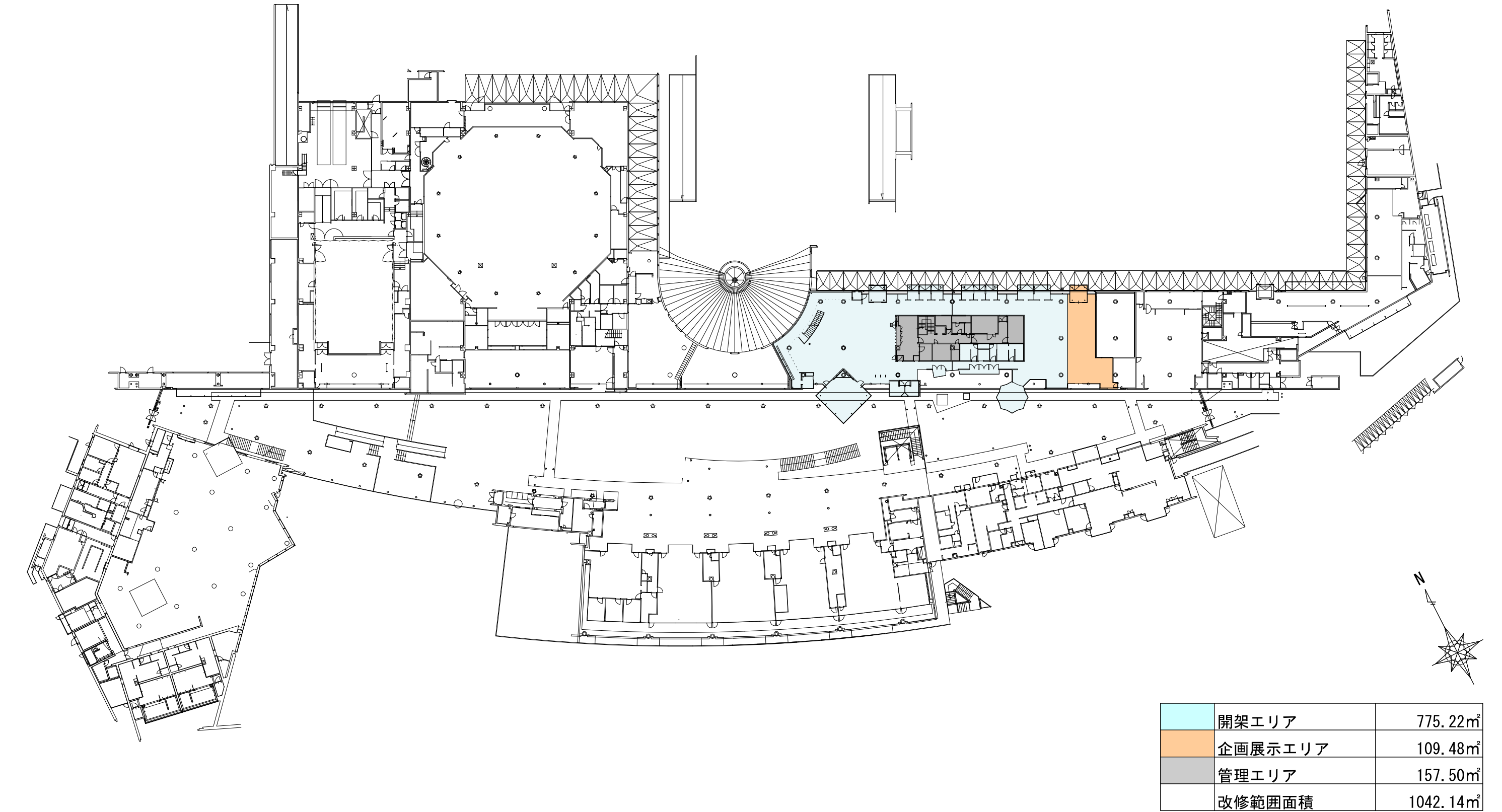
■ 建築概要

■工事名称	仮称かめがかり子ども図書館実施設計業務委託工（建築）	
■敷地概要	建築主	亀岡市長 桂川 孝裕
	工事種別	改修
	主要用途	公会堂または集会場
	敷地所在地	京都府亀岡市余部町宝久保1-1
	区域区分	市街化区域/第二種住居地域
	防火地域	指定なし
	敷地面積	39,779.33㎡
	容積率	60%
■建築概要	建ぺい率	200%
	その他	
	既存施設名称	ガレリアかめがかり
	建築面積	14,528.11㎡
	延床面積	27,545.75㎡
	改修面積	1042.14㎡
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	階数	地上3階地下1階
	最高高さ	GL+22.67m
	軒高さ	GL+22.67m
	耐火建築物等	耐火建築物
	確認年月日	平成8年3月25日
	検査年月日	平成10年8月12日
	その他条例	京都府福祉のまちづくり条例

■ 附近見取図

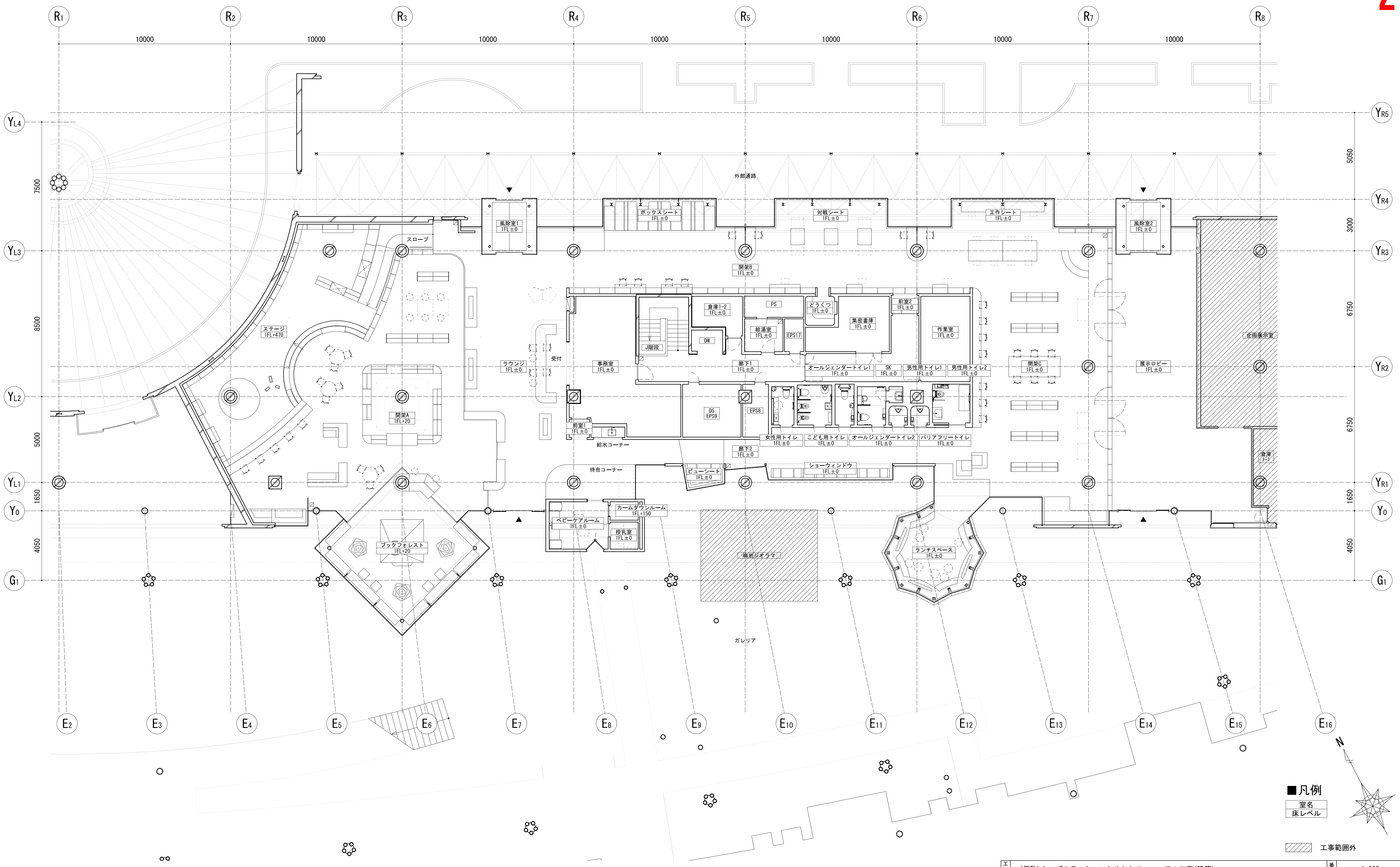


■ 改修工事範圍概要

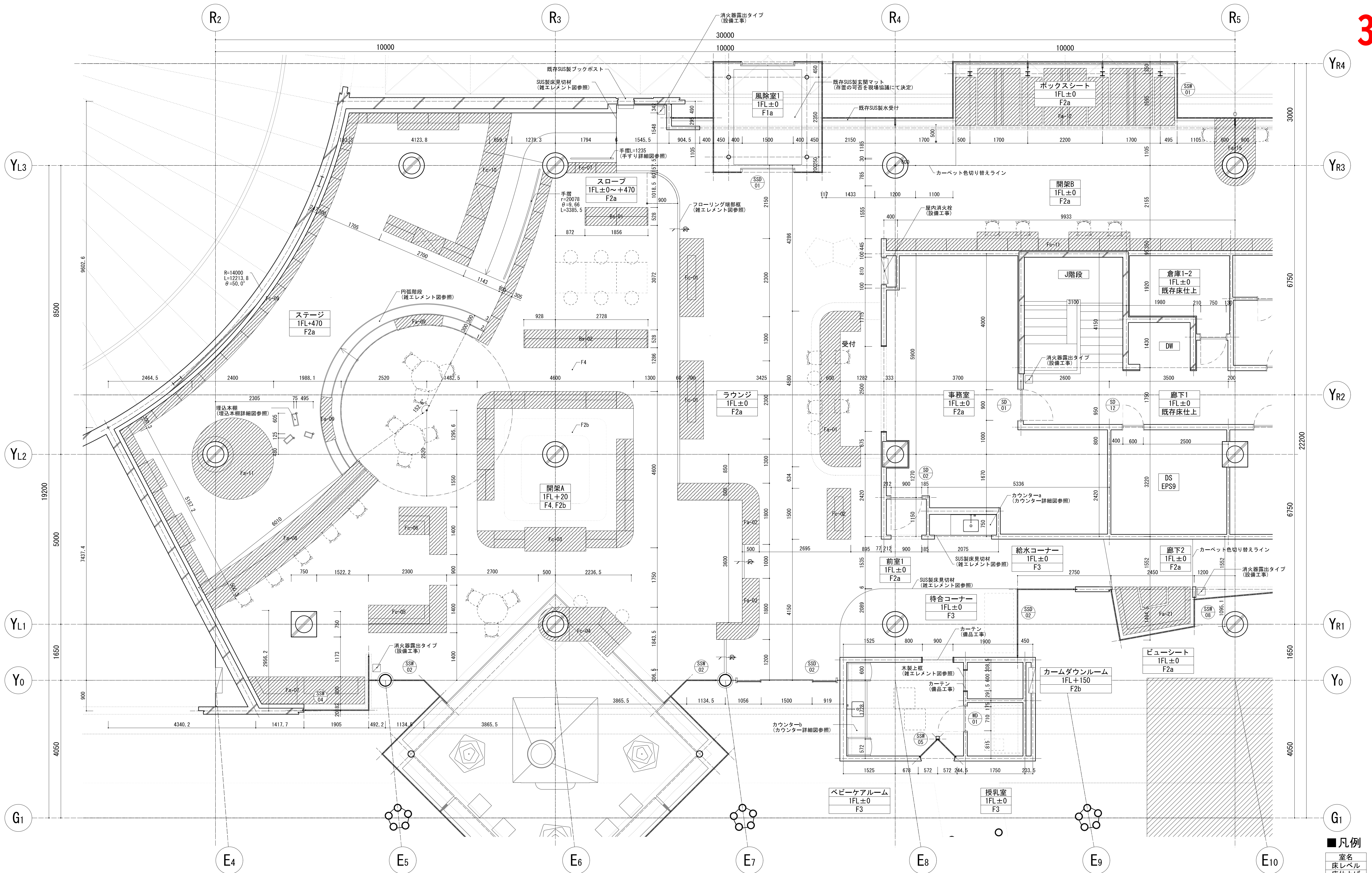


開架エリア	775.22㎡
企画展示エリア	109.48㎡
管理エリア	157.50㎡
改修範囲面積	1042.14㎡

工事名 公園 園名		(仮称) キッズステーションかめおかリニューアル工事(建築)			番号	A-014	
建築概要・附近見取図・改修工事範囲概要		縮尺	no scale		設計日	2026/03/31	
亀岡市役所 建築住宅課					課長	係長	担当
		株式会社 スターパイロット 一級建築士事務所 東京都知事登録 第57430号 一級建築士 337956号 三浦 文典			設計		調査

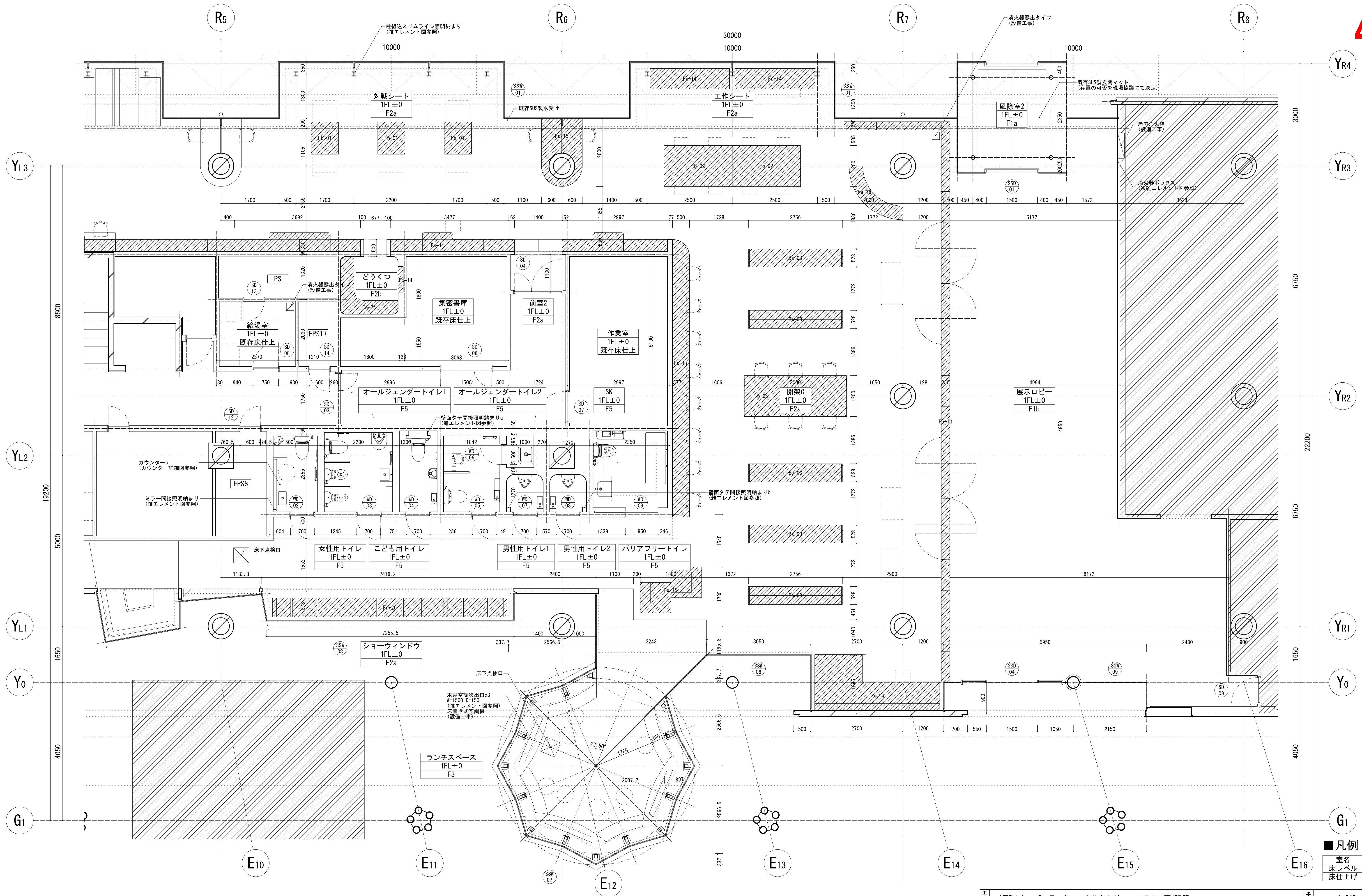


工事名 図面名 (仮称) キッズステーションかめおかリニューアル工事(建築) 平面図				番号 設計日 A-033 2026/03/31	
縮尺 1/100 (A1) 1/200 (A3)				課長	係長
担当 亀岡市役所 建築住宅課				設計	調査

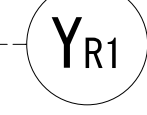


■凡例
室名
床レベル
床仕上げ

(仮称) キッズステーションかめおかリニューアル工事 (建築)				A-041	
平面詳細図01		縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)	2026/03/31	
亀岡市役所 建築住宅課				課長	担当
				係長	調査



工事名 （仮称）キッズステーションかめおかリニューアル工事（建築）		番号 設計日	A-042 2026/03/31		
平面詳細図02		縮尺 1/50 (A1) 1/100 (A3)	課長	係長	担当
亀岡市役所 建築住宅課				設計	調査

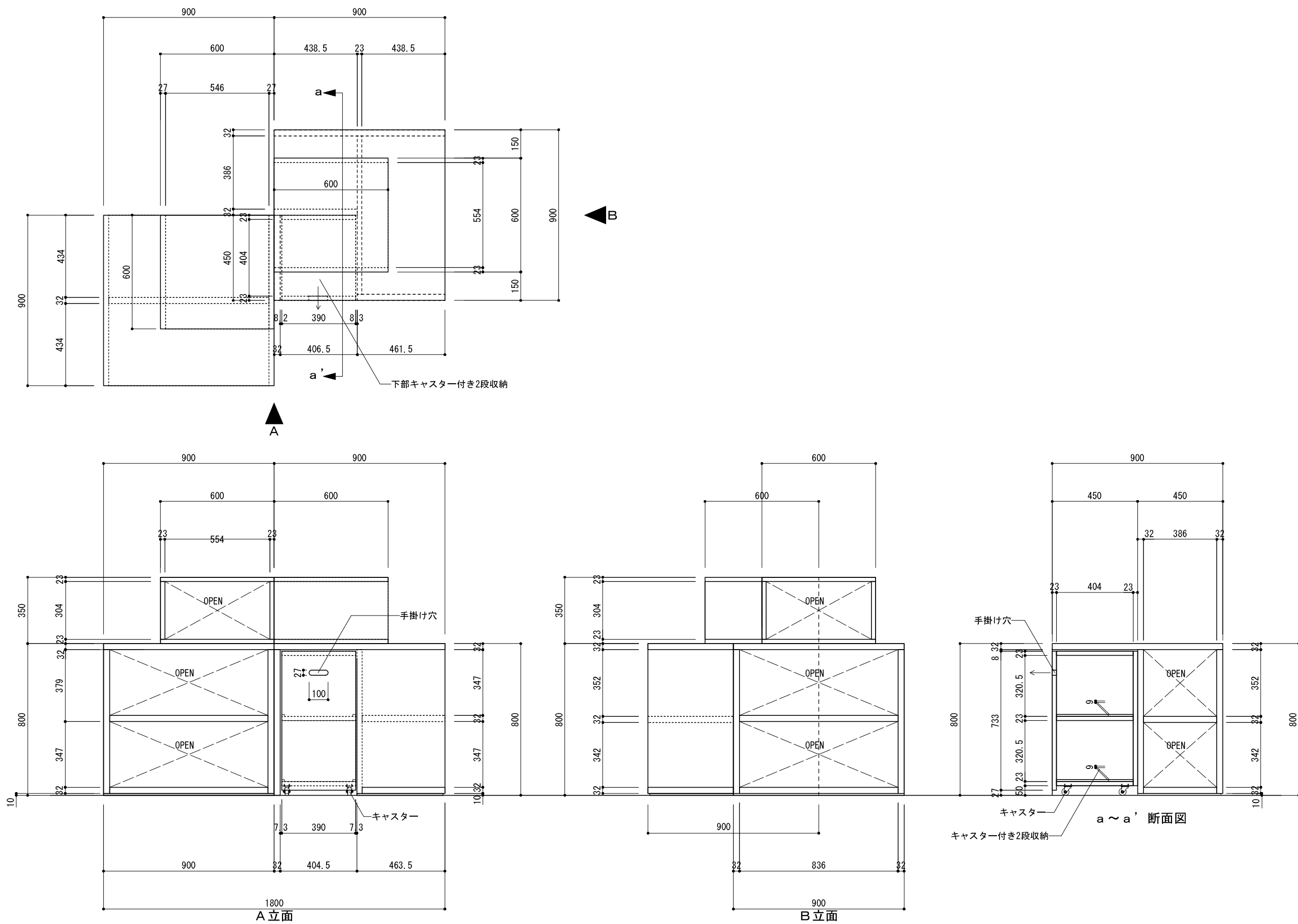


室名
床レベル
床仕上げ

工事名 図面名	(仮称) キッズステーションかめおかリニューアル工事 (建築)			番号	A-043	
平面詳細図03	縮尺	1/50 (A1) 1/100 (A3)		設計日	2026/03/31	
亀岡市役所 建築住宅課				課 長		
				係 長		
					設計	調 査

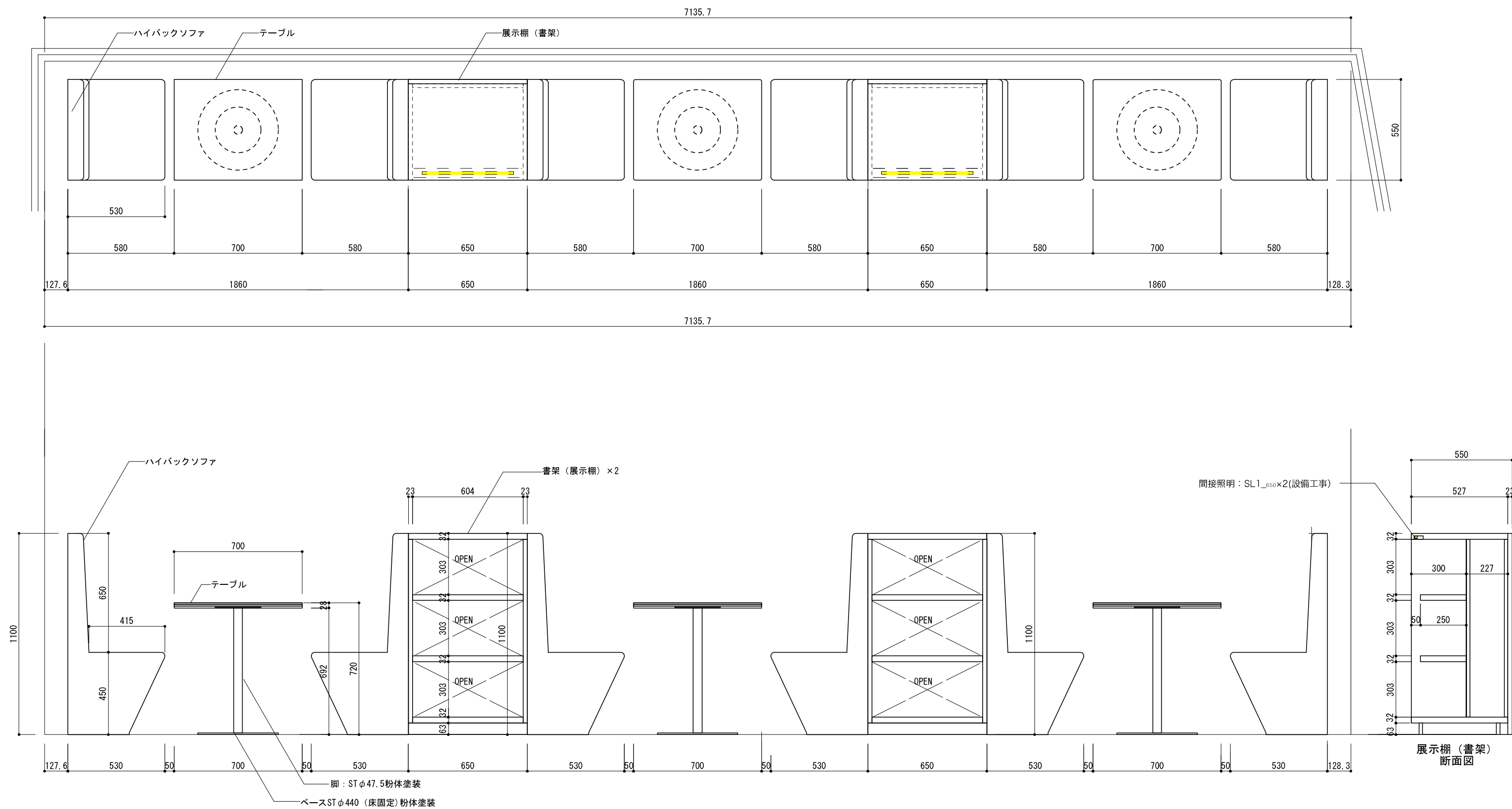
設置場所：開架C

記号	Fa-19	名称	展示台 c 1. 2 c 3. 4	縮尺	1/20	階	数量
						1	1
仕様	仕上：ポプラ材9mm積層オレフィンシート貼り 見付・クラデラサットクリア塗装 金物：キャスター						



設置場所：ショーウィンドウ

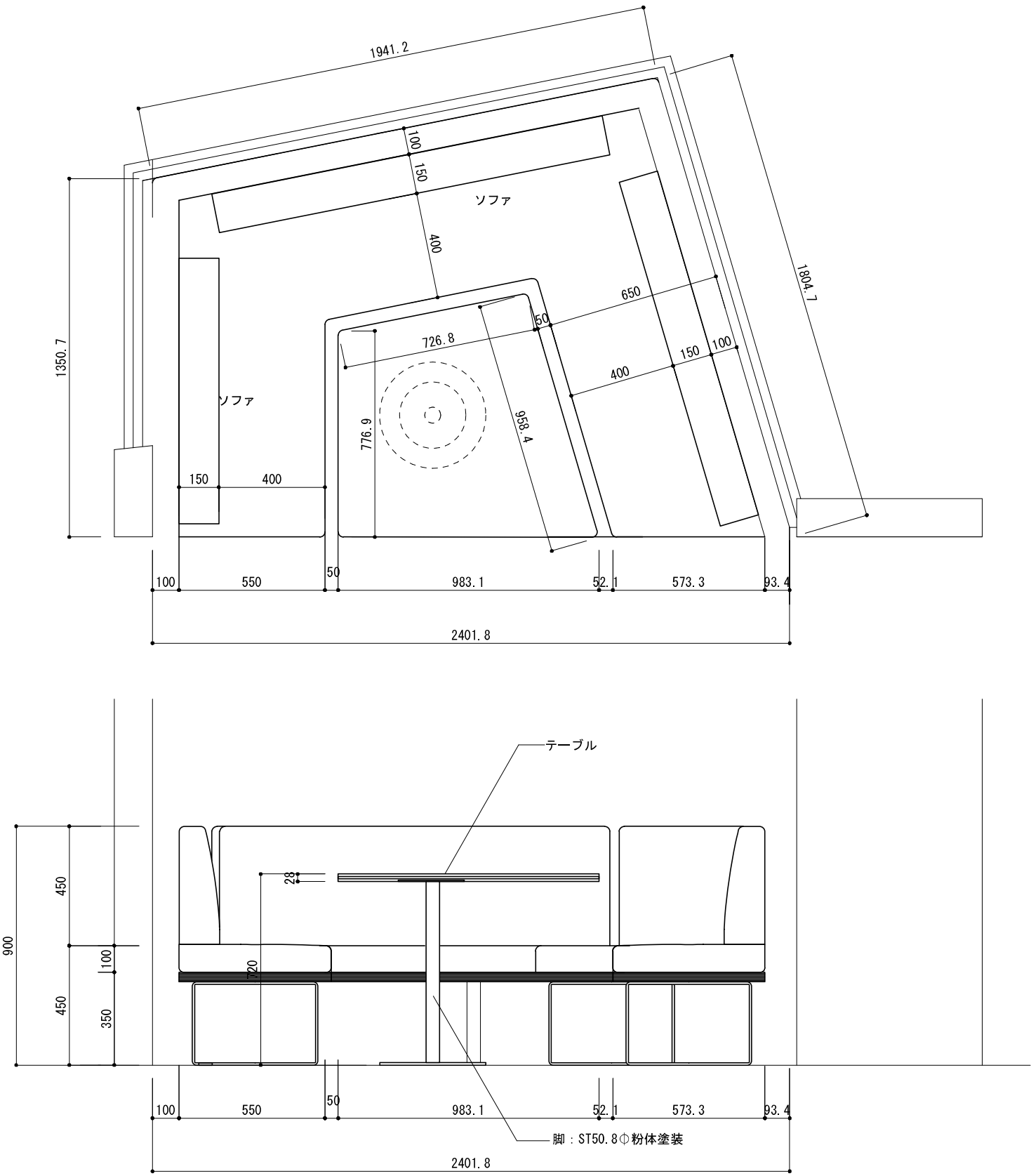
記号	Fa-20	名称	展示棚付き ソファ テーブル	縮尺	1/20	階	数量
						1	1
仕様	書架・ボブラ材9mm積層・トップクラデラサイトクリア塗装 テーブル：ボブラ材・豆付・メラミン化粧板 脚・STφ47.5/ベースφ440脚体塗装 ソファ・ビニールレザー張り						



工事名 (仮称)キッズステーションかめおかリニューアル工事（建築）				番号 A-083					
図面名 Fa家具詳細図10		縮尺 S=1/20(A1)1/40(A3)		設計日 2026/03/31					
亀岡市役所 建築住宅課				課 長		係 長		担 当	
						設 計		調 査	

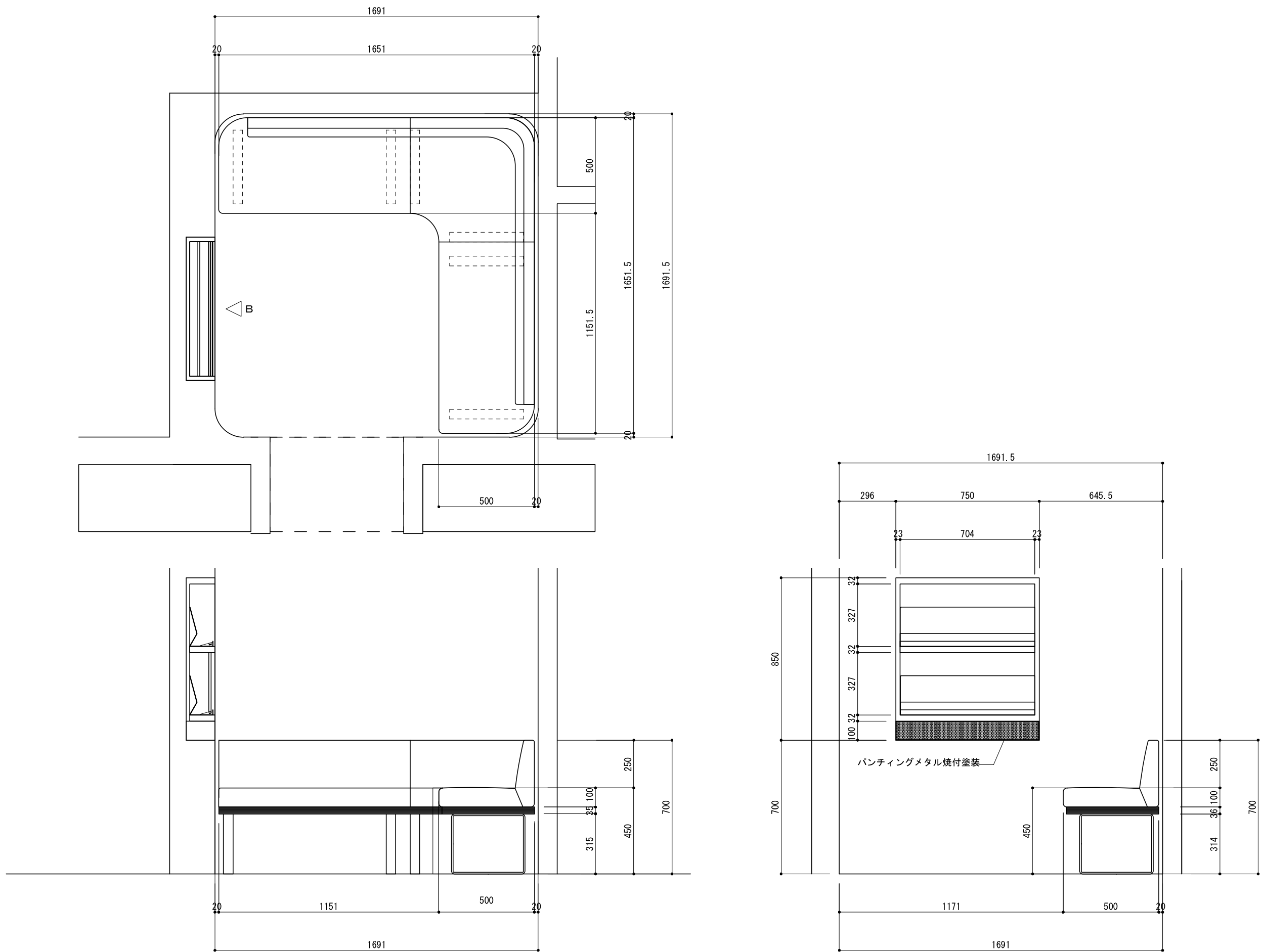
設置場所：ビューシート

記号	Fa-21	名称	テーブル付き ソファ	縮尺	1/20	階	数量
						1	1
仕様	仕上：テーブルポプラ合板9mmメラミン化粧板貼り 見付・オレフィンシート（クリア） 脚：φ60パイプ粉体塗装 ソファベンチ：クッションビニールレザー仕上げ ポプラ9mm・見付けクラデラサイト塗装 脚部：ST/9mm×50焼付塗装						



設置場所：どうくつ

記号	Fa-22	名称	テーブル ソファ	縮尺	1/20	階	数量
						1	1
仕様	仕上：書架：ポプラ合板9mmオレフィンシート貼り 見付：クラデラサイト塗装（クリア） ソファベンチ：クッションビニールレザー仕上げ ポプラ9mm・見付けクラデラサイト塗装 脚部：St/FB/9mm×50焼付塗装						



工事名				番号	A-084
Fa家具詳細図11				設計日	2026/03/31
縮尺				6=1/20(A1)1/40(A3)	
課長				係長	担当
亀岡市役所 建築住宅課				設計	調査

